

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月23日
【事業年度】	第15期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
【会社名】	ケンコーコム株式会社
【英訳名】	Kenko.com, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 後藤 玄利
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂三丁目11番3号
【電話番号】	03 - 3584 - 4156（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 片岡 敬三
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂三丁目11番3号
【電話番号】	03 - 3584 - 4156（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 片岡 敬三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第11期 平成17年3月	第12期 平成18年3月	第13期 平成19年3月	第14期 平成20年3月	第15期 平成21年3月
売上高（千円）	3,371,258	4,748,448	6,565,268	8,022,572	10,312,211
経常利益又は経常損失（ ）（千円）	39,484	51,474	33,152	18,980	59,560
当期純利益又は当期純損失 （ ）（千円）	74,849	60,419	12,613	129,447	99,196
持分法を適用した場合の投資 損失（千円）	-	-	-	25,792	4,962
資本金（千円）	723,541	925,139	983,268	984,366	1,060,218
発行済株式総数（株）	27,274	29,208	30,104	30,143	33,063
純資産額（千円）	1,441,921	1,905,837	1,951,501	1,830,765	1,888,844
総資産額（千円）	2,025,049	3,297,930	3,366,736	4,294,550	4,060,189
1株当たり純資産額（円）	52,868.01	65,250.52	65,790.76	61,402.04	57,494.43
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は当 期純損失（ ）（円）	2,857.91	2,194.29	433.60	4,363.43	3,152.31
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益（円）	-	2,080.22	419.34	-	-
自己資本比率（％）	71.2	57.8	58.0	42.4	46.2
自己資本利益率（％）	8.5	3.2	0.7	7.1	5.4
株価収益率（倍）	-	115.3	311.3	-	-
配当性向（％）	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	7,801	64,911	243,356	96,008	67,259
投資活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	422,985	532,167	439,073	417,539	823,149
財務活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	988,595	1,111,428	142,392	737,193	192,322
現金及び現金同等物の期末残 高（千円）	924,086	1,568,259	1,230,151	1,645,812	697,600
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） （人）	102 (1)	130 (4)	130 (7)	146 (4)	160 (2)

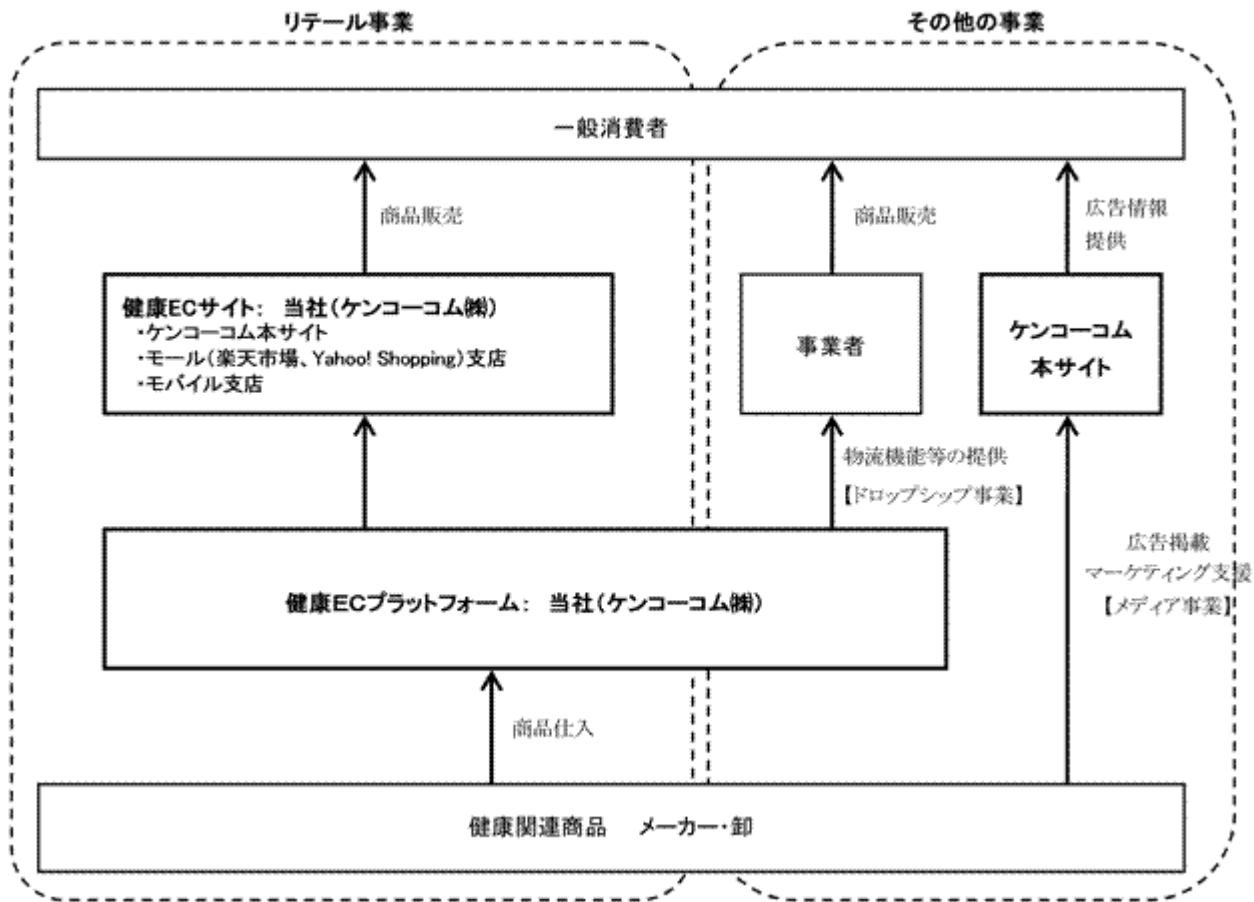
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第13期以前の「持分法を適用した場合の投資利益」については、第13期の期末日に関係会社株式を取得したため記載しておりません。
4. 第11期、第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストックオプション制度に伴う新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 第11期、第14期及び第15期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
平成6年11月	「お客様の健康づくりに貢献する」ことを目的に、ダイレクトメールを用いた健康食品の通信販売を主たる事業として、東京都港区赤坂三丁目8番8号に株式会社ヘルシー・ネット（資本金1,000万円）を設立
平成8年3月	本社を東京都港区赤坂五丁目3番11号に移転
平成12年5月	インターネットを介した健康食品の総合通信販売を行うウェブサイト『ケンコーコム（ http://www.kenko.com ）』によるサービス開始
平成12年7月	健康メガショップケンコーコム楽天支店を出店
平成12年9月	オムロン株式会社（現 オムロンヘルスケア株式会社）と健康分野における顧客サービスに関する業務提携契約を締結
平成13年5月	株式会社ニチレイ及び資生堂薬品株式会社と共同事業を開始
平成13年7月	ケンコーコムYahoo!ショッピング店を出店
平成14年4月	福岡県嘉穂郡庄内町に物流センターを設置
平成14年11月	医薬品の取扱い及び販売を開始
平成15年9月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データが運営管理する健康に関わるコンテンツサイト「healthクリック（ http://www.health.ne.jp ）」の物販機能の構築及びメンテナンス、運用に関する業務提携契約を締結
平成15年11月	ケンコーコムgooショッピング店を出店
平成15年12月	商号をケンコーコム株式会社へ変更し、本社を東京都港区赤坂三丁目11番3号に移転
平成15年12月	物流センター建設用地に関して福岡県飯塚市との使用貸借特約付土地売買契約書を締結
平成16年5月	物流センターを福岡県飯塚市に新設移転
平成16年6月	東京証券取引所マザーズに上場
平成16年9月	モバイルコマース対応サイトを開設
平成17年4月	健康情報ポータルサイト『ケンプロ』（ http://www.kenkoblog.com ）を開設
平成17年10月	福岡物流センター拡張（第2期工事）
平成17年11月	Amazon.com Int'l Sales社とフルフィルメント契約を締結
平成18年2月	株式会社コバショウ（現 株式会社バルタックKS）と業務提携
平成18年3月	株式会社コバショウ（現 株式会社バルタックKS）及び住友商事株式会社と資本提携
平成18年10月	栃木県宇都宮市に宇都宮物流センターを開設、業務を開始
平成19年2月	株式会社菱食及びイー・ショッピング・ワイン株式会社と業務・資本提携
平成19年6月	米国カリフォルニア州に子会社となる米国法人Kenko.com U.S.A., Inc.を設立
平成20年8月	健康情報クチコミサイト『ケンコミ』（ http://www.kenkomi.net ）を開設
平成20年9月	福岡物流センター拡張（第3期工事）
平成21年2月	福岡県飯塚市に物流業務を行うケンコーロジコム株式会社を100%子会社として設立

3【事業の内容】

当社は、健康関連商品にかかわるＥコマース（インターネットを基盤とした流通）を事業ドメインとしております。「リテール事業」では、当社が運営する健康ＥＣサイトを通じ一般消費者向けに健康関連商品を販売し、「その他の事業」では、事業者向けに健康ＥＣプラットフォームとしての機能を提供するドロップシップ事業、及び当社サイト上にて事業者の広告情報の提供等を中心としたマーケティング支援を行うメディア事業を行っております。事業系統図は以下のとおりです。



リテール事業

当社のリテール事業は、平成12年5月にインターネット上のオンライン・ショップ(*1)として立ち上げた当社オリジナルのウェブサイト(*2)『ケンコーコム (http://www.kenko.com/)』(以下、『ケンコーコム』)を軸として、健康関連商品のインターネット通信販売を行っております。

(a) 商品ラインナップについて

当社では、「健康」に関する一般消費者の様々なニーズに応えるため、品揃えの拡充を積極的に推し進めております。平成21年3月末現在、リテール事業で取り扱っている健康関連商品は、健康食品(*3)を中心として医薬品、化粧品、日用雑貨、衛生医療用品、健康機器、癒し用品、ベビー用品、フード、ペット、介護、ダイエット、スポーツ及びホーム&キッチンの14の取扱商品カテゴリーにわたり、129,409点の商品を取り揃えております。当社の商品ラインナップは、ドラッグストア等での取扱いが少ない商品も多数あり、年齢や性別を問わず幅広い層の一般消費者に向けた品揃えとしております。

(b) 検索エンジン経由での集客について

インターネット上には、膨大な量の情報が公開されておりますが、インターネットユーザーの多くはYahoo! JapanやGoogle等の検索エンジンを利用して必要な情報を入手しております。

検索エンジンとは、特定の情報や商品の手がかりとなるキーワードを使って、インターネット上から目的に応じたページを探し出す情報検索サービスであります。また、そのキーワードとの関連度合いが高いページほど上位に表示されるなど、効率的な情報収集に有用であるとされております。

当社では、このようなインターネットユーザーの行動と検索エンジンの仕組みを活用し、取扱商品数の拡大と各商品ページの記載情報を充実させることによって、健康に関する幅広いキーワードに対して上位に表示されるよう努力しております。これらの取り組みにより、検索エンジン経由での来訪者(以下、「ビジター」)の比率は高く、結果として健康関連商品の拡充により集客が促され、潜在顧客層の拡大につながっております。

(c) レコメンデーション機能及び割引定期購入について

当社オリジナルサイト『ケンコーコム』で購入経験のある顧客に対しては、顧客ごとの過去の購入履歴から自動的にお奨め商品を表示するレコメンデーション機能を付加しております。また、同じ商品を継続的に購入する顧客に対しては、割引価格で定期的に商品をお届けする割引定期購入のサービスを設け、顧客の利便性向上を図るとともにリピート購入の拡大に努めております。

(d) 顧客サービスの内製化について

当社では、顧客に向けた基本的なサービス業務は極力内製化し、外部に依存しない体制を構築しております。これは、リテール事業における顧客満足度の向上や業務の効率化を図るためのノウハウ蓄積が目的であり、内製による主な業務は以下のとおりであります。

- ・顧客からの注文をEメールまたは電話で個別対応するコールセンター業務
- ・顧客からの健康に関する問い合わせに薬剤師、管理栄養士等がその専門分野に応じて行う無料健康相談業務
- ・物流センターでの一連の物流管理業務（商品の入荷、保管、品質管理、出荷業務の一括管理によるサービス品質の向上）

当該業務については、平成21年4月より当社100%子会社のケンコーロジコム株式会社が担当

- ・当社オリジナルサイト『ケンコーコム』及びオンラインモール（仮想商店街）(*4)（以下、「モール」）における商品、情報の更新業務

特に、リテール事業が主体の当社にとって、顧客とのダイレクトな接点となるコールセンター業務につきましては、当社と顧客との信頼関係を築く上で重要であり、内製化することによって顧客へのサービス品質の向上につなげております。

また、これらの業務を支援する情報システムに関しても、当社独自の要件に合わせた自社仕様のシステムを構築しております。

(e) モールの活用について

当社では、オリジナルサイト『ケンコーコム』の他に、複数のオンライン・ショップの集合体である「Yahoo!ショッピング」や「楽天市場」等のモールに『ケンコーコム』の支店を設け、これらモールの認知度や集客力を活用しております。

当社のモール支店においては、モール運営者により設定された販売商品数の限度内において健康関連商品の販売を行い、出店料及びモール内支店での売上金額の一定割合を販売手数料としてモール運営者に支払っております。

その他の事業

その他の事業では、小売事業者向けのドロップシップ事業（当社の健康ECプラットフォーム機能を提供）を行う他、メーカー・卸向けのメディア事業（当社ECサイト上の広告枠の提供などマーケティング支援）等を行っております。

- *1 オンライン・ショップ ホームページ上に商品を並べ、そこから欲しい商品を注文することができるインターネット上の通販ショップ。
- *2 ウェブサイト 一般的に使用されているホームページと同義。
また、「ページ」が文字通り1ページを指すのに対して、「サイト」という言葉は、一般的にある特定の企業や個人のホームページ全体を指すために使用されるのが一般的となっております。
- *3 健康食品 現状において、健康食品そのものを規定する単独の法律（例えば、「健康食品法」なるもの）や、法令上、健康食品についての明確な定義はなく、東京都健康局東京都生活文化局の「新版 健康食品取扱マニュアル」によれば、「いわゆる「健康食品」とは『普通の食品よりも健康によいと称して売られている食品』を指しているようである」とされております。
- *4 オンラインモール 複数のオンライン・ショップが集まったインターネット上のショッピングセンター。
複数の店舗を縦断した商品検索や一括決済、一括配送など利用者にとっては利便性が高く、出店者にとっては商店街の集客力を活用できるメリットがあります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
イー・ショッピング・ワイン(株)	東京都大田区	65	インターネットを通じたワイン等の販売	33.4	

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
160(2)	38.4	2.5	3,632,338

(注) 1. 使用人数は、物流センターのパート従業員(49名)を含むものであり、物流センターのパート従業員は平成21年3月における就業時間を8時間×稼働日数を1名として換算しております。臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が前事業年度末に比べ14名増加したのは、業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、米国に端を発した金融危機の影響が世界経済にひろがり、急速な景気の減退と原油の高騰等によって、企業収益や設備投資は大きく減少いたしました。さらに、雇用情勢の悪化は深刻さを増し、個人消費の一層の冷え込みに拍車をかける状況となりました。

このような厳しい経営環境の中、当事業年度は当社の中長期的な経営戦略を推進するための基盤づくりの年となりました。

まず、当事業年度上半期には、福岡物流センターの第3期拡張工事が完了し、取扱商品の拡充や出荷件数の増加に備えた約3,000坪の物流拠点を整備することができました。これにより、当事業年度末における取扱商品数は約13万点となり、通期売上高100億円の目標を達成する下支えとなりました。

次に、業務効率化のための基盤づくりを行いました。平成20年7月からは、日本との時差を活用した受注処理業務の効率化を図るため、Kenko.com U.S.A., Inc.（米国カリフォルニア州所在、平成19年6月設立）を本格稼働させ、また平成21年2月には、物流及び商品管理業務を専業として行うケンコーロジコム株式会社を当社100%子会社として設立いたしました。

これら事業の成長に備えた取り組みを推進する一方で、当社が取り扱っている医薬品のインターネット、郵便、カタログ及び電話等による販売（以下「通信販売」）を規制する省令（薬事法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」））が、十分な議論が尽くされないまま平成21年2月に公布されました。当社はEコマース（インターネットを基盤とした流通）事業者として、また、インターネットを活用し安全に医薬品が購入できる環境を目指すNPO法人日本オンラインドラッグ協会の会員として、厚生労働省及び関係団体に対して十分な議論を求める働きかけを積極的に行ってまいりましたが、前述した省令の施行予定日を目前に控えた当事業年度末現在においても、今後の方向性は不透明なままとなっております。

このような状況の中、当社の主要事業である「リテール事業」におきましては、競争激化が進む厳しい環境の中でも景気後退の影響をそれほど受けることなく、売上高は当初見通しをやや下回る程度で推移いたしました。前期から継続している市場シェアの維持拡大のための価格戦略も功を奏し、売上高は前期比29.1%増と前期にも増して高い成長率を達成いたしました。また、小売事業者やメーカー・卸等へのサービス提供を行う「その他の事業」におきましては、堅調な売上の積み上がりが見られ、次年度につながるサービスインフラを構築することができました。

その一方で、当事業年度上半期は、売上総利益率の低下やシステム・人材への先行投資にともなった費用増加により、営業損失を計上することとなりました。これを受けて、当事業年度下半期には、送料無料ラインの引き上げ、変動費のコントロールと固定費の圧縮等の施策に着手し、その結果、下半期6ヵ月間におきましては営業利益ベースで黒字化し、着実に利益体質へと転換しつつあります。

以上のように、売上高は10,312百万円（前期比28.5%増）と高い成長率を維持いたしました。業務拡大にともなった管理費用の増加を吸収するには至らず、営業損失46百万円（前期は営業損失7百万円）、経常損失59百万円（前期は経常損失18百万円）、改正薬事法に対する諸費用を特別損失として計上したこと等から、税引前当期純損失93百万円（前期は税引前当期純損失123百万円）、当期純損失99百万円（前期は当期純損失129百万円）となりました。

部門別概況

(a) リテール事業

「リテール事業」 リテール事業では、主にインターネット上の当社健康ECサイトを通じて、健康関連商品を一般消費者向けに販売しております。

当事業年度上半期には、価格戦略やモール支店強化策等により売上高は前年同期比39.6%増となりましたが、値下げによる売上総利益率の低下やモール支店での手数料増加によって、事業全体の利益率は低下いたしました。

下半期には、福岡物流センターの拡張を機に、品揃えの拡充が順調に進み、当事業年度末現在の取扱商品数は129,409点となりました。また、平成20年11月から送料無料ラインを引き上げると同時に物流関連費用の見直しを行う等、コスト構造の転換を推し進めました。

以上の結果、当事業年度のリテール事業の売上高は9,475百万円（前期比29.1%増）となり、全社売上高100億円の達成と高成長率の実現に貢献いたしました。

(b) その他の事業

その他の事業では、小売事業者向けに当社の健康ECプラットフォーム機能を提供するドロップシッピング事業、ならびにメーカー・卸向けに商品の広告掲載やブランディング、プロモーション支援等を行うメディア事業等を行っております。

当事業年度においては、営業体制の整備に時間を要し、売上高も一時的に減収となる期間があったものの、下半期以降には新規取引先の増加や規模拡大、中小案件の堅調な積み上げによって回復に転じ、売上高は836百万円（前期比22.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前事業年度比948百万円減の697百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、67百万円の収入（前期比29.9%減）となりました。

主な増加要因は、減価償却費267百万円、売上債権の減少額117百万円であり、主な減少要因は税引前当期純損失93百万円、たな卸資産の増加額247百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、823百万円の支出（前期比97.1%増）となりました。

これは主に、福岡物流センターの拡張等による有形固定資産の取得478百万円、システム投資による無形固定資産の取得313百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、192百万円の支出（前期は737百万円の収入）となりました。

主な増加要因は、株式の発行による収入150百万円となり、主な減少要因は長期借入金の返済による支出230百万円、社債の償還による支出110百万円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)仕入実績

当社は、主にＥコマースによる健康食品、医薬品、化粧品等の通信販売を行っているため、事業部門別の記載に代えて、主要な商品区分別に記載しております。

商品区分別	金額（千円）	前年同期比（％）
日用雑貨	1,555,720	132.3
健康食品	1,202,775	106.3
フード	1,127,222	143.3
化粧品	668,656	126.4
その他商品	2,557,787	149.5
合計	7,112,163	133.3

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．その他商品には、医薬品、衛生医療用品、ベビー用品等が含まれておりますが、カテゴリー別の仕入金額が少額であるため記載を省略しております。

(2)販売実績

事業部門別の販売実績は以下のとおりであります。

事業部門別	金額（千円）	前年同期比（％）
リテール事業	9,475,886	129.1
その他の事業	836,325	122.5
合計	10,312,211	128.5

リテール事業における主要な商品区分別の販売実績は以下のとおりであります。

商品区分別	金額（千円）	前年同期比（％）
日用雑貨	1,947,837	130.2
健康食品	1,783,567	110.2
フード	1,490,944	138.7
化粧品	879,265	120.3
その他商品	3,247,985	140.4
発送手数料等	126,285	116.3
リテール事業 合計	9,475,886	129.1

（注）１．金額は販売価格によっております。

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３．その他商品には、医薬品、衛生医療用品、ベビー用品等が含まれておりますが、カテゴリー別の販売金額による構成比が小さいため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

継続的な事業成長に向けての取組みについて

当社の事業成長の基軸となるリテール事業におきましては、以下のような取組を実現することによって、健康ＥＣプラットフォームの強化を図り、中長期にわたる成長と収益の拡大を図ってまいります。

1) 品揃えの充実

品揃えはＥコマースにおける売上成長のキーファクターであると考えており、継続的な商品の拡充によって競合他社との絶対的な差別化を図ってまいります。また、取扱商品数の増加に並行して、商品情報の高度化に努め、より正確かつ詳細な情報提供を行ってまいります。

2) 高品質な顧客サービスの追求

当社の健康ＥＣサイトに対する一般消費者の注目度が高まるにつれ、要求される顧客サービスも一層の充実を迫られております。今後は、サービス内容のモニタリング等を徹底することにより、品質の高いサービス提供を追求するとともに、最適な人員配置により品質とコストのバランスに配慮してまいります。

また、当社では売上規模の増大に伴い、急激な需要増に対しても安定的に運営できるような精度の高いオペレーション体制の構築とシステム増強が不可欠であると認識しております。

オペレーション体制につきましては、業務基準の策定やケンコーロジコム株式会社との相互連携等により、顧客満足度の向上を目指してまいります。また、システム面につきましては、継続的な強化により、ウェブサイトでの安定したサービス提供を行ってまいります。

3) 競争力の高いコスト構造の実現

一般消費者向け健康関連市場における優位性を絶対的なものとするためには、競争力のある価格の実現が必要です。そのためには、当社におきましてもコスト構造の転換が重要であり、改善の余地があると認識しております。

リテール事業におきましては、継続的な変動費の見直しに加え、さらなる成長を遂げることによるスケールメリットの享受と生産性の向上に努め、競争力の高いコスト構造の実現を目指してまいります。

財務基盤の強化について

当社では、安定した顧客サービスを提供するため、ＩＴ及び設備への先行投資を積極的行ってまいりました。当事業年度下半期は営業利益ベースで黒字化したものの、投資にともなった固定費の増加に価格戦略等もあいまって、結果として２期連続営業損失が生じております。

また、営業キャッシュフローについては、売上規模の拡大に見合った伸びが見られないのが現状であります。主な要因として以下の３点が挙げられますが、それぞれについて改善策を講じております。

1) 税引前当期純損失の計上

前述のコスト構造転換に向けた取り組みにより、利益を計上できる体制を構築してまいります。

2) 流動比率の低下及び収支バランスの悪化

当事業年度には、大規模投資を実施したことにより、前事業年度末に比較して流動比率が低下いたしました。また、売掛サイトの長期化及び買掛債務期間の短縮傾向により、収支バランスの低下を招いておりましたが、平成21年３月以降、売上債権回転率では改善効果が表れつつあります。

3) 在庫の増大

当事業年度中には、大量発注等により在庫が増大する傾向が見られました。今後は、在庫回転率を重要な指標として認識しつつ、十分な顧客サービスが提供できる現在の在庫水準を維持していく計画であります。

今後につきましては、経営環境を勘案しつつ、継続的なＩＴ・設備投資を行っていくとともに、成長の加速を目的としたＭ＆Ａ等の投資資金が必要な局面も発生する可能性があります。

このような資金需要に対応するため、今後も金融機関等からの資金調達を行っていく方針であります。財務体質の健全性維持に留意しつつ、慎重な投資判断を行っていく所存であります。

医薬品等における通信販売の継続と安全・安心な体制構築

当社は、医薬品等の販売において、ＥＣサイト上での問診機能の付加やＴＶ電話による薬剤師の相談対応等、一貫して安全・安心に留意した販売体制の整備に取り組んでまいりました。

平成21年３月末現在、当社では約4,200点の医薬品を取り扱っており、顧客からの受注高は年々着実に増加しております。これは、利便性を求める消費者ニーズの高まりであり、また当社の医薬品販売体制への安心感を示すものであると考えております。

平成21年６月施行予定の改正薬事法では、第３類以外の医薬品の通信販売が規制されることとなっておりますが、当社はすべての医薬品の通信販売の継続を求めて行政に働きかけ、状況によっては司法の場で争うことも想定しております。また、中長期的な視点にたった安全・安心な医薬品の流通・販売体制を確立していくことが「Ｅコマースを通じて、お客さまの健康づくりに貢献すること」を理念に掲げる当社の使命であると強く認識しており、今後も世論喚起に努めてまいります。

新規事業の育成と収益改善について

健康関連商品のＥコマースは、いまだ拡大基調にあり、将来にわたってさらに巨大なマーケットの出現が期待できる有望な分野であります。

当社では、基幹事業の継続的成長に加え、新規事業の創出と育成が、当社全体における利益水準の向上とマーケット内での確固たるポジショニングの獲得の双方に貢献するものと考えております。今後につきましては、海外への展開も視野にいれつつ、リテール事業と新規事業の連動によって、健康関連商品のモノの流通だけでなく情報の流通を目指し、より一層充実したサービスの提供に注力してまいります。

内部統制およびコンプライアンス体制の整備について

当社は、会社法、金融商品取引法等により求められる透明性の高い経営体制、適切な情報開示と迅速な対応を実現するため、取締役および従業員の職務の適法性を図るための体制の構築・維持とその監査体制のさらなる強化に努めております。あわせて「健康」と「Ｅコマース」を特徴とする当社においては、消費者保護の観点から安全・安心を担保するための仕組みを拡充します。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 特定事業への依存に関するリスク

当社の事業は、リテール事業及びその他事業ともに、健康に関するＥコマースに集中しております。この事業の将来性は、インターネットやＥコマースの普及、薬事法等法的規制の改正といった外在的要因に影響を受ける可能性があります。したがって、特定事業に依存している現在の状況は、当社の将来の業績につき不確実性を与える要因であると考えられます。

(2) Ｅコマースを取り巻く事業環境に関するリスク

インターネット及びＥコマース普及の可能性について

当社は、健康関連商品の販売を行う健康ＥＣサイト『ケンコーコム』を事業基盤としており、当社の収益はインターネットと強い関連性を有しております。そのため、インターネットの更なる普及が成長のための基本的条件であると考えられます。

また、インターネットの普及にともない、日本市場におけるＥコマースも着実に成長しております。平成19年の消費者向け国内Ｅコマース市場は5.3兆円（前年比21.7％増）（注）と報告されておりますが、当社の事業成長にはＥコマースの普及・浸透が不可欠であります。

しかしながら、インターネット及びＥコマースの歴史はまだ浅く、普及に関しての将来の予想は不透明な部分があります。今後インターネット利用者数の順調な増加が見られない場合や、Ｅコマース自体が消費者に受け入れられず普及が順調に進まない場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

（注）経済産業省「平成19年度我が国のＩＴ利活用に関する調査研究（電子商取引に関する市場調査）」

インターネット及びＥコマースをめぐる法的規制の可能性及び影響について

現在の日本のインターネット及びＥコマース（以下、「インターネット等」）を取り巻く法的規制は、インターネット等そのものの歴史が浅いこともあり、未だ整備が完全には進んでおりません。今後、インターネット等の利用者及び関連業者を対象とした法的規制が新たに制定され、それにより当社の業務の一部が制約を受けるような場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

検索エンジンへの集客依存について

インターネットユーザーの多くは、検索エンジンを使って、必要な情報を入手しております。当社のリテール事業での新規顧客獲得に向けた集客においても、Yahoo! JapanやGoogle等の検索エンジン及びその検索エンジンの表示結果に高く依存しております。今後、検索エンジン運営者における上位表示方針の変更やシステムトラブル等、何らかの要因によって検索結果の表示が当社にとって優位に働かない場合には、当社が運営するサイトへの集客効果は短期的あるいは長期的に減退し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営に関わる法的規制に関するリスク

健康食品、医薬品をはじめとする多くの健康関連商品を取扱う当社においては、薬事法等の法的規制に則った販売体制を求められています。

当社の主力カテゴリーである健康食品については、健康食品そのものを単独に規定する法律は存在せず、また、健康食品の明確な定義もありません。しかしながら、販売業者が、健康食品等を特定疾病や身体機能への効果を標榜し販売すると、医薬品等を規定する「薬事法」における無許可無認可医薬品の販売としてみなされることとなります。

また、医薬品については「薬事法」により販売許可の取得を求められており、当社は「薬事法」第26条第1項の規定により、所轄の福岡県知事より取得した一般販売業許可に基づき、福岡の物流センター内に設置された薬店（薬事法附則（平成18年6月14日法律第69号）第3条によって平成21年6月1日からは店舗とみなされますが、同第2条により平成24年5月31日までは引き続き現在の許可のまま既存一般販売業者にかかる業務を行うことができます。）において医薬品の販売を行っております。さらに、平成17年4月1日付改正薬事法の施行に伴い、福岡県知事より高度管理医療機器等販売業の許可を取得しております。

医薬品の販売に係る規制について

医薬品の新たな販売体制を定める改正薬事法が、平成21年6月1日に完全施行となりました。この法改正は一般用医薬品の販売に関し、リスクの程度に応じて専門家が関与し、適切な情報提供等がなされる販売制度への見直しを目的としたものでありますが、具体的には、以下のような内容が制定されました。

公布または施行日	具体的省令およびその主な内容
(1) 平成18年6月公布 平成21年6月施行	「薬事法の一部を改正する法律」 一般用医薬品の販売方法の見直しを骨子とする
(2) 平成19年3月公布 平成19年4月施行	「薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第51号）」 一般用医薬品をリスクの程度に応じて3区分に分類
(3) 平成20年1月公布 平成20年4月一部施行 平成21年6月完全施行	「薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第9号）」 一般用医薬品の販売従事者の資格化及び登録化（登録販売者制度の設置）
(4) 平成21年2月公布 平成21年6月施行	「薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）」（以下、改正省令） 最もリスクレベルが低い第3類医薬品を除くすべての一般用医薬品の通信販売（インターネット、郵便、カタログ及び電話等による販売）を禁止
(5) 平成21年5月公布 平成21年5月施行	「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第114号）」（以下、経過措置省令） 第2類医薬品の通信販売は、離島居住者及び以前からの継続購入と認められる購入者に限って2年間の経過措置を設ける

当社は、医薬品の販売において、安全性の確保は大原則であると考えております。

一方で、インターネットをはじめとする技術の進歩や環境の変化にともなって、一般消費者への販売方法も急速に多様化しており、これらに対する法規制と実態には大きな乖離が生じていると認識しております。平成21年6月1日に実態にそぐわない改正省令等が施行に至ったことによって、すべての一般消費者が平等に医薬品を購入できる機会が損なわれる事態となっただけでなく、当社を含む通信販売に依存した全国の中小薬局・店舗においても、法規制により甚大な損失を被る等、関係業界に将来にわたって大きな影響を及ぼす可能性があります。

医薬品の通信販売に係る規制について

コンビニなどでは、簡単な試験に合格した登録販売者が医薬品を販売できるようになるなど医薬品販売の規制が緩和される一方で、通信販売による医薬品販売は規制が強化されました。

前述のとおり、改正省令により、適法な一般用医薬品販売許可を有する薬局・店舗においても、最もリスクレベルが低い第3類医薬品を除くすべての一般用医薬品の通信販売が禁止されました。さらに、経過措置省令及びこれらの省令にかかる厚生労働省からの通知（「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について」（平成21年5月29日薬食発第0529002号医薬食品局長通知））により、改正省令施行後2年間は離島居住者の新規購入、ならびに改正省令前に購入した同一の医薬品を継続使用していることが認められる者に限って継続購入が可能である等の時限的措置が定められました。

改正薬事法施行後、当社の医薬品販売は、改正省令第142条及び附則第31条に基づく郵便等販売の届出を行ったうえで、これらの省令及び通知に則って執り行っておりますが、購入者の居住地によって医薬品販売そのものが制限されることに伴う顧客サービスの低下、また新規顧客・新規受注の獲得における機会損失の発生等、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

また、今後さらに規制が強化されるような場合や、経過措置終了をもって当社が医薬品の販売を停止せざるを得ない状況が生じた場合には、当社の業績に甚大な影響を及ぼす可能性があります。

健康食品、化粧品等の販売及び広告表現の規制について

当社の取扱商品のうち、健康食品、化粧品、医療用具等の広告表現については、法的規制の対象となっております。健康食品の広告表現は、主に薬事法、健康増進法を含む以下の法令等の規制を受け、虚偽または誇大な記事・広告が禁止されております。また、特定保健用食品を除く健康食品に関しては、薬事法により医薬品的な効果効能の標榜が禁止されております。同様に、化粧品、医療用具等の広告表現に関しても、薬事法や健康増進法等の規制対象となっております。

当社では、仕入先の信頼性評価や細心の注意を払った商品選定、薬事監査室による内部管理の徹底等の対応を行っておりますが、将来的に健康食品や化粧品等の広告表現に関する法的規制が強化された場合や、現行の法的規制における法令の解釈・適用によっては、新たな対策が必要となり事業の遂行に影響を及ぼす可能性があります。また、現行の法的規制に抵触するような不測の事態が発生した場合、またこれにより顧客とのトラブルが発生した場合には、当社がその責任を問われる可能性があります。

リテール事業の各業務におけるその他法的規制について

当社では、現在米国より輸入商品を取扱っており、製造物責任を負っております。

また、当社は、消費者からの健康に関する無料相談を受付けており、薬剤師等適切な専門家が回答することによって、診察・診断行為にみなされず、顧客に満足いただけるよう努めております。

しかしながら、現行の法的規制に抵触するような不測の事態が発生した場合、またこれにより顧客とのトラブルが発生した場合には、当社がその責任を問われる可能性があります。

(4) 一般消費者が主要顧客であることに関するリスク

返品対応に関するリスクについて

当社では、顧客の利益保護の観点から、顧客が商品を受け取ってから一定期間内に販売者に返品ができる「クーリングオフ制度」を全商品に対して適用しております。さらに、健康食品や化粧品、医薬品等（健康機器を除く）に関しては、開封後または一定期間経過後でなければ利用者と商品の相性等が分からないため、商品の状態にかかわらず通常のクーリングオフ期間後の返品も受付けております。

当社におきましては、返品が多く発生しないよう、また、当社での商品廃棄損を極力発生させないように取組んでおりますが、返品 タイミングを逸した場合や仕入先が返品対応を受付けられない場合には、返品商品の一時滞留による当社の業務効率の低下や商品廃棄損の発生等によって、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

「健康食品」業界を取り巻く風評及び報道等に関するリスクについて

近年、食の安全に対する消費者の関心は次第に高まっており、原料や添加物（以下、「原材料」）に対する嗜好性が一段と強まっております。ある特定の原材料の危険性が明らかになった場合、それを含有する健康関連商品全ての販売に影響が及ぶ可能性があります。また、それを含有していない商品の販売にも間接的に風評被害が及ぶ可能性があります。

さらに、業界及び業界に属する事業者において食の安全性に疑義が生じるような事態が発生した場合やそのような報道がなされた場合、健康食品そのものの安全性や業界全体の信頼性が大きく損なわれ、当社にとっても風評被害が及ぶ可能性があります。

(5) 取扱商品の拡充ポリシーに関するリスク

当社では、顧客満足度と利便性を高めるため、商品ラインナップの拡充を積極的に推し進めております。

当社における取扱商品数は以下のように推移しております。

回次 決算年月	第11期 (平成17年3月期)	第12期 (平成18年3月期)	第13期 (平成19年3月期)	第14期 (平成20年3月期)	第15期 (平成21年3月期)
取扱商品数（点）	40,441	60,394	70,789	101,739	129,409

（注）取扱商品数は、各事業年度末日現在における販売可能な商品数を示しております。

当社では、顧客サービスの向上施策の一環として、新たな商品・カテゴリーの充実に努めておりますが、取扱商品数の増加及び仕入先開拓が計画どおりに進まない場合には、事業計画に支障をきたす可能性があります。

また、当社では、取扱商品数の増加に伴う在庫の最適化と品質管理の徹底がますます重要になるものと認識しておりますが、今後、顧客の利便性を重視するため低利益率・低在庫回転率の商品を取扱わざるを得ない場合も想定されます。当社にとって不利な条件での取引が長期化する場合や、不良在庫が累積するような事態となった場合には、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定の仕入先への依存度が高いことに関するリスク

当社は、(株)リードヘルスケア及び(株)あらたから年間仕入総額の10%以上を仕入れており、いずれも当社の重要な仕入先であります。

近年では卸売会社の統合や買収、物流センターの集約等の動きも活発になってきておりますが、当社の主要仕入先等が統合や買収などにより営業停止や商材の供給に問題が発生した場合、また物流拠点を移転するような場合には、当社は事業運営上大きな影響を被る可能性があります。また、これら卸売会社との商品取引基本契約等が当社にとって不利な内容に変更された場合、または契約の継続が困難になった場合等には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) オンラインモール運営者との関係に関するリスク

当社では、「Yahoo!ショッピング」や「楽天市場」等の認知度の高いオンラインモールに『ケンコーコム』の支店を出店しており、その売上高は順調に推移しております。

特定のモール運営者の業務が何らかの事態により一時的または長期的に停止した場合、モール運営者の業績が悪化した場合や、モール運営者との契約が当社にとって不利な内容に変更された場合、または契約自体の継続が困難になった場合等には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 移動体通信業者への依存に関するリスク

当社は、移動体通信事業者3社（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）の公式サイトとしてモバイル支店を開設し、順調に売上高を伸ばしております。今後、何らかの事由により移動体通信事業者との契約が解除された場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) システムトラブル等に関するリスク

当社が提供するサービスの多くは、複数のコンピュータシステムからなり、これを通信ネットワークで結ぶ構成となっております。したがって、何らかの事由により通信ネットワークが切断された場合には、当社サービスの提供に支障をきたす可能性があります。また、アクセスの急激な増加やコンピュータウィルス、破壊的行為、または、構築したアプリケーション内の不具合等、様々な要因によって当社のシステムに被害または問題が生じた場合、当社の業績及び信用力に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報の取扱いに関するリスク

当社は、個人情報保護法等の関連諸法令を遵守し、プライバシーマークを取得しております。当社顧客等の個人情報につきましては、システム設計上での配慮は当然ながら、運用面でもその取扱いに細心の注意を払い管理しております。

しかしながら、外部からの不正なアクセスや想定していない事態によって個人情報の外部流出等が発生した場合には、当社の業績及び企業としての社会的信用に悪影響を与える可能性があります。

(11) 知的財産権等に関するリスク

当社はEコマースを行うにあたり、特許権の対象となるような特殊な技術開発やビジネスモデル開発は行っておりません。このため、現時点において当社は特許権を取得しておらず、また他社からも重要な特許権等のライセンスを受けておりません。

なお、現時点において当社は第三者の知的財産権の侵害は存在していないと認識しておりますが、今後も知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起されないという保証はなく、そのような事態が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 新規事業に関するリスク

当社は、インターネットにおける健康関連ビジネスのリーディングカンパニーとして、今後も積極的に新たなビジネスを開拓していく方針であります。しかしながら、事業が確立するまでには当初想定した以上の時間を要する場合があります。事業推進や投資回収が必ずしも当初計画通りに進まない可能性があります。

(13) 訴訟に関するリスク

当社は、平成21年5月25日に、他1社とともに国に対して医薬品ネット販売の権利確認請求及び違憲・違法省令無効確認・取消請求（以下、本訴訟）を東京地方裁判所に提起いたしました。

当社では、従来から問題なく行われてきた医薬品の通信販売等について、それらに起因した問題や事件が存在しないにもかかわらず、明確な理由もないまま一般用医薬品のインターネット「販売そのもの」を禁止するような規制は、法律的な見地からみても、行き過ぎた過度の規制であって、営業の自由を保障した憲法に違反するものであり、また法律の授權の範囲を超えた改正省令自体も違憲・違法であると考えております。

本訴訟に関連する費用及び医薬品販売に関する規制の適正化に向けた活動等に要する一時費用については、平成22年3月期の業績予想に織り込んでおりますが、本訴訟の今後の進展によっては想定以上の費用が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

なお、本訴訟の詳細は「第5 経理の状況 1 財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」をご参照ください。

(14) その他

欠損金について

当事業年度において当期純損失99,196千円を計上したことに伴い、欠損金は同額増加し397,250千円となりました。

当該欠損金については早期の解消を目指しておりますが、当社の事業展開が計画どおりに進展しない場合には、欠損金の解消まで長期間を要する場合があります。

財務基盤の強化について

当社では、安定した顧客サービスを提供するため、IT及び物流センター等への積極的な先行投資を行ってまいりました。これにともない、財務面では当事業年度には948百万円の資金減となり、経営成績面では、投資にともなった固定費の増加等から、2期連続で営業損失を計上しております。

当社では、収益構造の改善に向けた施策を強化すると同時に、金融機関からの資金調達を計画しており、これらによって財務基盤の強化を図っていく予定であります。

しかしながら、各種施策による収益改善の効果が想定どおりに実現できなかった場合には、当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。また、経済環境の急激な変化等から、計画どおりの資金調達ができなかった場合には、当社の事業成長に減速が見られたり、事業継続に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ストックオプションについて

当社は、新株引受権方式及び新株予約権によるストックオプション制度を採用しております。本報告書提出日の前月末現在、当社が発行する新株予約権等の目的となる株式数は2,185株（発行済株式総数に対して6.6%）であり、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社の経営及び事業運営等に関わる外部協力者に付与しております。

今後も株主総会の承認が得られる範囲内において、このようなストックオプションの付与を継続する方針ですが、これらストックオプションの行使がなされた場合、当社株式価値が希薄化することとなり、当社株式上場後の株価動向によっては需給バランスに変動が生じ、適正な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ストックオプションの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況及び(8)ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、自社所有の福岡物流センターを建設するにあたり、以下の建設地に関して福岡県飯塚市との間で使用貸借特約付土地売買契約書を平成15年12月8日及び平成17年2月10日に締結しております。当該土地の使用料は、使用貸借期間開始日から3年間は無料とされておりますが、それ以降は国有資産等所在地交付金相当額を支払うものとなっております。

契約期間は飯塚市議会の議決の日から10年間とし、使用期間満了日までに当社が買取るものとなっております。また、当社が繰り上げで代金の納付を行った場合においても、当該土地の第三者への転売または貸与、工場等の敷地用途以外での使用を制限されております。

所在	福岡県飯塚市大字津島字桜田281-64 宅地 福岡県飯塚市大字津島字乱橋301-7 宅地
面積	18,100.53平方メートル
売買代金	312,107千円
使用貸借期間	平成15年12月16日（飯塚市議会の議決日）から10年間
特記事項	本契約に基づき、売買物件の用途外使用制限及び権利設定等の禁止に関する条項に定める義務等に違反した場合、または、本契約が解除となった場合には、当社は売買代金の30%を違約金として支払わなければならないものとされております。
所在	福岡県飯塚市大字津島字桜田281-65 宅地
面積	7,073.93平方メートル
売買代金	113,416千円
使用貸借期間	平成17年2月25日（飯塚市議会の議決日）から10年間
特記事項	本契約に基づき、売買物件の用途外使用制限及び権利設定等の禁止に関する条項に定める義務等に違反した場合、または、本契約が解除となった場合には、当社は売買代金の30%を違約金として支払わなければならないものとされております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所存等の将来に関する事項は、事業年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご注意ください。

(1) 重要な会計方針及び見積

特に重要な見積を伴う会計方針とは、翌年度以降の財政状態や経営成績に重要な相違を発生させる可能性がある事項に対する見積であり、本質的に不確実性を含有していると判断されるものです。当社の重要な会計方針は、財務諸表の注記に全て記載されており、ここで記載される会計方針は、当社の会計方針を全て包括的に表しているものではありません。

なお、当社の財務諸表に関し認識される「特に重要な見積を伴う会計方針」は以下のとおりであります。

(貸倒引当金)

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(たな卸資産)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 当事業年度の財政状態の分析

当事業年度末における総資産は、前事業年度末比234百万円減の4,060百万円となりました。

(資産の状況)

流動資産は前事業年度末に比べて767百万円減少し、2,266百万円となりました。これは主に、設備投資やシステム投資ならびに在庫投資による現金及び預金の減少948百万円、商品の増加244百万円によるものであります。固定資産は533百万円増加し、1,794百万円となりました。主な要因は、福岡物流センターの拡張工事が完了したこと等により有形固定資産が359百万円増加したこと、ソフトウェアを中心とした無形固定資産が147百万円増加したことによるものであります。

(負債の状況)

流動負債は4百万円増加し、1,410百万円となりました。主な要因は、リース債務9百万円が増加したことによるものであります。また、固定負債は296百万円減少し、761百万円となりました。主な要因は、長期借入金の減少230百万円によるものであります。

(純資産の状況)

純資産は58百万円増加し、1,888百万円となりました。主な要因は、当期純損失を計上したことにともない利益剰余金が99百万円減少いたしました。また、平成20年8月に第三者割当増資を実施したことによる資本金及び資本剰余金合計が151百万円増加したことによるものであります。

(3) 当事業年度の経営成績の分析

当事業年度における売上高は10,312百万円（前期比28.5%増）、売上総利益は3,489百万円（前期比23.6%増）、販売費及び一般管理費は3,536百万円（前期比24.9%増）、営業損失は46百万円（前期は営業損失7百万円）、経常損失は59百万円（前期は経常損失18百万円）、当期純損失は99百万円（前期は当期純損失は129百万円）となりました。

(売上高)

リテール事業につきましては、当事業年度末現在の取扱商品数は129,409点となり、商品の拡充が比較的順調に進んだことや、価格訴求力を高めたこと、欠品率の低減等から売上高は9,475百万円（前期比29.1%増）となりました。また、モール支店売上高は前期比53.0%増と大きく伸長し、リテール事業売上規模の拡大に貢献いたしました。

その他の事業につきましては、営業体制の整備に時間を要し、一時的に減収となる期間もあったものの、ドロップシップ事業での新規取引先の増加や取引高の拡大や、メディア事業での中小案件の堅調な積み上げによって回復に転じ、売上高は836百万円（前期比22.5%増）となりました。

(営業費用)

当事業年度における売上原価は6,822百万円(前期比31.2%増)、原価率は66.2%となりました。また、販売費及び一般管理費につきましては、3,536百万円(前期比24.9%増)となっており、主な要因は、積極的な価格戦略による原価率の上昇、売上増加にともなった荷造運賃913百万円、広告宣伝費305百万円、売掛回収費293百万円等の変動費の増加の他、システム保守等を含む支払手数料387百万円、減価償却費267百万円が挙げられます。この結果、当事業年度における営業損失は46百万円となりました。

(営業外損益)

当事業年度における営業外収益は9百万円となりました。この主な内容は、破損商品等弁償金5百万円によるものであります。その一方で営業外費用は22百万円となり、その主な内容は支払利息18百万円によるものであります。この結果、当事業年度における経常損失は59百万円となりました。

(特別損益)

当事業年度における特別利益は3百万円となりました。この主な内容は保険差益及び過年度消費税等によるものであります。その一方で特別損失は37百万円となり、その主な内容は、ソフトウェアを含む固定資産除却損10百万円、商品評価損14百万円、改正薬事法等への対策費用を含めた規制対応費用9百万円によるものであります。この結果、税引前当期純損失は93百万円、当期純損失は99百万円となりました。

(4) 経営成績に影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社の主要事業であるリテール事業においては、当社の強みであり、ロングテールビジネスとの親和性が高い健康食品の強化と検索エンジン対策等による当社オリジナルサイト『ケンコーコム』の強化を重点施策として取り組んでまいります。これらにより、医薬品の通信販売を規制する改正薬事法の施行にともなった一時的な売上・利益の減少を補完していく計画であります。

その他の事業においては、ドロップシップ事業における新規パートナー企業の開拓及び成長支援、メディア事業においては、リテール事業との連携による営業強化に取り組んでまいります。

当社が事業ドメインとする、健康関連分野及びEコマースは、その規模及び成長性からみて有望なマーケットであると考えております。高齢化や健康ブームを背景に拡大してきた国内の一般消費者向け健康関連マーケットは、いまや10兆円市場と言われておりますが、当社が展開するEコマースはそのうちの数%に過ぎません。

当社では 豊富な品揃え、心地よい顧客サービス、適正な価格の充実に心がけて運営しており、これらが中長期的な成長を遂げるためのドライバーになると考えております。前述の3つの利便性をさらに高めることによって、健康関連商品のEコマースにおけるリーディングカンパニーとなり、新たな商流を創り出す健康ECプラットフォームの確立を目指していく方針であります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

資金需要

当社の資金需要のうち主なものは、物流関連設備の取得、業務システムの構築及びウェブサイト運営基盤の増強等の設備資金に係るものの他、顧客満足を維持できる在庫水準を維持するための資金ならびに債務返済等であります。

財務政策

当社の運転資金及び設備資金については、主に営業活動によって得られるキャッシュ・フローの他、金融機関からの借入や社債、新株発行により調達しております。金融機関からの資金調達につきましては、安定的かつ低利による調達コストの低減を前提としながらも、将来の金融情勢の変化等も勘案しバランスのとれた調達に努めております。

特に運転資金につきましては、売掛金回収サイトの買掛金支払サイト、在庫回転日数のバランスにより影響を受けますが、売掛金回収サイトの短縮化を実現することによって、必要運転資金は概ね営業キャッシュ・フローにより賄える状況へと改善されております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は778,291千円であります。その主な内訳は、次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

福岡物流センター 第3期工事	384,039千円
売掛金管理システム	82,570千円
ドロップシップ関連システム	52,544千円
福岡物流センター作業場空調改修工事	32,000千円
商品管理システム	25,968千円
新アフィリエイトシステム	24,507千円
卸直送のための出荷連携システム	16,644千円

当事業年度中において継続中の主要設備の新設

注文引当システム増強	84,790千円
------------	----------

その他	75,229千円
-----	----------

2【主要な設備の状況】

事業所名 (所在地)	設備 の内容	帳簿価額(千円)									従業員数 (人)
		建物	構築物	機械及び装置	車両運搬具	工具、器具及び備品	リース資産 (有形)	ソフトウェア	リース資産 (無形)	合計	
本社 (東京都港区)	事務所	13,413	-	262	-	80,271	22,112	392,049	4,848	512,957	97 -
福岡物流センター (福岡県飯塚市)	倉庫設備	729,605	32,745	3,492	2,378	65,381	23,306	9,165	-	866,076	60 (2)
宇都宮物流センター (栃木県宇都宮市)	倉庫設備	12,599	-	3,916	350	34,165	-	1,053	-	52,085	3 -

(注) 1. 従業員数は、物流センターのパート従業員(46名)を含む就業人員数であり、物流センターのパート従業員数は、平成21年3月における就業時間を8時間×稼働日数を1名として換算しております。臨時雇用者数は、8時間×平日日数を1人として換算した最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、業容の拡大にともなうインフラ整備、投資効率、顧客へのサービスクオリティの維持等を総合的に勘案して策定しております。なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。

(2) 重要な改修
該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	105,000
計	105,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,063	33,063	東京証券取引所 マザーズ市場	単元株式数 33,063株
計	33,063	33,063	-	-

(注) 1. 発行済株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により、新株予約権付社債とみなされる新株引受権の残高、新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格、資本組入額は以下のとおりです。

新株引受権付社債

銘柄 (発行年月日)	事業年度末現在 (平成21年3月31日)			提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)		
	新株引受権の 残高(千円)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)	新株引受権の 残高(千円)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)
第2回無担保 新株引受権付社債 (平成13年6月27日発行) (注2)	25,000	50,000 (注1)	25,000 (注1)	25,000	50,000 (注1)	25,000 (注1)

(注) 1. 平成13年11月2日付で株式1株を10株に株式分割を行ったことに伴い、発行価格及び資本組入額は調整されております。

2. 成功報酬型ワラントであり、当社の取締役及び従業員に対し譲渡しております。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。

平成12年12月20日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	115	115
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月1日 至 平成22年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{発行価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行株} \\ \text{式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{発行価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} 1 \text{株当り払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行株式数} \end{array}}$$

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。

4. 平成13年11月2日付で株式1株を10株に株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年10月10日臨時株主総会決議（平成15年6月9日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数(個)	167	167
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	167	167
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年10月11日 至 平成24年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{発行価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行株} \\ \text{式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{発行価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当り払} \\ \text{込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行株式数} \end{array}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成15年 6 月26日定時株主総会決議（平成15年 8 月 1 日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 （平成21年 3 月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年 5 月31日）
新株予約権の数(個)	370	370
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	370	370
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年 9 月 1 日 至 平成25年 6 月25日 (注 3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,000 資本組入額 30,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注 4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注 4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1 円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1 円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行株} & + & \text{新規発行} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} & \times & \text{式数} & & \text{株式数} \\ & & & & & & \times \\ & & & & & & \text{1 株当り} \\ & & & & & & \text{発行価額} \\ & & & & & & \text{分割・新規発行前の株価} \end{array}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者のうち当社の取締役、監査役及び従業員は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成15年11月7日臨時株主総会決議（平成15年11月7日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	78	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78	78
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年12月1日 至 平成25年10月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行株} & + & \text{新規発行} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} & \times & \text{式数} & & \text{株式数} \\ & & & & & & \times \\ & & & & & & \text{1株当り} \\ & & & & & & \text{発行価額} \\ & & & & & & \text{分割・新規発行前の株価} \end{array}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者のうち当社の取締役、監査役及び従業員は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成16年 1月21日臨時株主総会決議（平成16年 2月 4日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
新株予約権の数(個)	44	44
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44	44
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年 3月 1日 至 平成25年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1 円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1 円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行株} & & \text{新規発行} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} & \times & \text{式数} & + & \text{株式数} \\ & & & & & & \times \\ & & & & & & \text{1株当り} \\ & & & & & & \text{発行価額} \\ & & & & & & \text{分割・新規発行前の株価} \end{array}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者のうち当社の従業員は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成17年6月28日定時株主総会決議（平成17年6月28日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	335	332
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	335	332
新株予約権の行使時の払込金額(円)	369,214	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成26年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369,214 資本組入額 184,607	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行株} & & \text{新規発行} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} & \times & \text{式数} & + & \text{株式数} \\ & & & & & & \times \text{1株当り} \\ & & & & & & \text{発行価額} \\ & & & & & & \text{分割・新規発行前の株価} \end{array}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成17年 6 月28日定時株主総会決議（平成17年12月20日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	45	45
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45	45
新株予約権の行使時の払込金額(円)	307,125	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日 (注 3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 307,125 資本組入額 153,563	同左
新株予約権の行使の条件	(注 4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注 4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1 円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1 円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行株} & + & \text{新規発行} & \times & \text{1 株当り} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} & \times & \text{式数} & & \text{株式数} & & \text{発行価額} \\ & & & & & & \text{分割・新規発行前の株価} & & \\ & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数} & & \end{array}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成18年6月27日定時株主総会決議（平成18年12月22日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数(個)	79	71
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79	71
新株予約権の行使時の払込金額(円)	162,698	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年1月1日 至 平成27年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 162,698 資本組入額 81,349	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行株} & + & \text{新規発行} & \times & \text{1株当り} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} & \times & \text{式数} & & \text{株式数} & & \text{発行価額} \\ & & & & & & \text{分割・新規発行前の株価} & & \\ & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数} & & \end{array}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の従業員であることを要する。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成19年 6 月26日定時株主総会決議（平成19年 6 月26日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	59	59
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59	59
新株予約権の行使時の払込金額(円)	124,150	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年 7 月 1 日 至 平成28年12月31日 (注 3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 124,150 資本組入額 62,075	同左
新株予約権の行使の条件	(注 4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注 4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1 円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1 円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成18年 6 月27日定時株主総会決議（平成19年 6 月26日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 （平成21年 3 月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年 5 月31日）
新株予約権の数(個)	79	79
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79	79
新株予約権の行使時の払込金額(円)	124,150	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年 7 月 1 日 至 平成28年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 124,150 資本組入額 62,075	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1 円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1 円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行株} & + & \text{新規発行} & \times & \text{1株当り} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} & \times & \text{式数} & & \text{株式数} & & \text{発行価額} \\ & & & & & & \text{分割・新規発行前の株価} & & \\ & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数} & & \end{array}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

平成19年6月26日定時株主総会決議（平成19年12月21日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	31	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31	31
新株予約権の行使時の払込金額(円)	118,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年1月1日 至 平成28年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 118,000 資本組入額 59,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成20年6月24日定時株主総会決議（平成20年6月24日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	129	129
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	129	129
新株予約権の行使時の払込金額(円)	63,226	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年6月30日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 63,226 資本組入額 31,613	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議および取締役会決議による発行数から、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

平成20年6月24日定時株主総会決議（平成21年2月28日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	86	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86	86
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,478	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年3月1日 至 平成29年2月28日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,478 資本組入額 16,239	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

平成18年6月27日定時株主総会決議（平成21年2月6日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	79	79
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79	79
新株予約権の行使時の払込金額(円)	63,226	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年3月1日 至 平成29年2月28日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 63,226 資本組入額 31,613	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社の取締役又は監査役であることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由がある場合は、この限りではない。

対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。

その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年6月16日 (注1)	3,300	26,250	392,700	651,420	620,070	853,090
平成16年7月13日 (注2)	142	26,392	3,413	654,833	3,463	856,553
平成16年7月14日 (注3)	500	26,892	59,500	714,333	93,950	950,503
平成17年3月31日 (注4)	382	27,274	9,208	723,541	9,283	959,786
平成18年3月15日 (注5)	463	27,737	11,485	735,027	11,510	971,297
平成18年3月16日 (注6)	1,460	29,197	189,800	924,827	189,800	1,161,097
平成18年3月31日 (注7)	11	29,208	312	925,139	312	1,161,409
平成19年3月6日 (注8)	93	29,301	2,454	927,593	2,454	1,163,863
平成19年3月7日 (注9)	800	30,101	55,600	983,193	55,600	1,219,463
平成19年3月31日 (注10)	3	30,104	75	983,268	75	1,219,538
平成20年3月31日 (注11)	39	30,143	1,097	984,366	1,097	1,220,636
平成20年8月21日 (注12)	2,920	33,063	75,852	1,060,218	75,852	1,296,488

(注) 1 . 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行株数 3,300株
発行価格 306,900円
資本組入額 119,000円
払込金総額 1,012,770千円

2 . 新株引受権及び新株予約権の行使 (平成16年6月17日～平成16年7月12日)

3 . 有償第三者割当

発行株数 500株
発行価格 306,900円
資本組入額 119,000円

4 . 新株引受権及び新株予約権の行使 (平成16年7月15日～平成17年3月31日)

5 . 新株引受権及び新株予約権の行使 (平成17年4月1日～平成18年3月15日)

6 . 有償第三者割当

発行株数 1,460株
発行価格 260,000円
資本組入額 130,000円
主な割当先 (株)コパシヨウ (現 (株)パルッタクス)、住友商事(株)

7 . 新株引受権及び新株予約権の行使 (平成18年3月16日～平成18年3月31日)

8 . 新株引受権及び新株予約権の行使 (平成18年4月1日～平成19年3月6日)

9 . 有償第三者割当

発行株数 800株
発行価格 139,000円
資本組入額 69,500円
主な割当先 (株)菱食

10. 新株引受権及び新株予約権の行使 (平成19年3月7日～平成19年3月31日)

11. 新株引受権及び新株予約権の行使 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

12. 有償第三者割当

発行株数	2,920株
発行価格	51,954円
資本組入額	25,977円
主な割当先	(株)あらた、(株)大木、(株)リードヘルスケア、(株)菱食

(５) 【所有者別状況】

平成21年 3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	4	11	53	6	3	3,675	3,752	-
所有株式数（株）	-	69	256	9,941	553	7	22,237	33,063	-
所有株式数の割合（％）	-	0.2	0.8	30.1	1.7	0.0	67.2	100.0	-

(注) 自己株式459株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(６) 【大株主の状況】

平成21年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
後藤 玄利	東京都渋谷区	7,480	22.6
株式会社菱食	東京都大田区平和島6丁目1-1	1,730	5.2
樋口 宣人	東京都世田谷区	1,125	3.4
植田 厚	神奈川県川崎市宮前区	1,120	3.4
オムロンヘルスケア株式会社	京都府京都市右京区山ノ内山ノ下町24	920	2.8
株式会社ニチレイフーズ	東京都中央区築地6丁目19-20	757	2.3
有限会社後藤散	大分県臼杵市二王座135	750	2.3
株式会社あらた	千葉県船橋市海神町南1丁目1389	730	2.2
株式会社大木	東京都文京区音羽2丁目1-4	730	2.2
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	730	2.2
株式会社パルタックK S	大阪府大阪市中央区南久宝寺町1丁目5-9	730	2.2
株式会社リードヘルスケア	福岡県北九州市小倉南区下曽根新町13-1	730	2.2
計	-	17,532	53.0

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年 3 月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 459	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 32,604	32,604	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	33,063	-	-
総株主の議決権	-	32,604	-

【自己株式等】

平成21年 3 月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ケンコーコム株式会社	東京都港区赤坂三丁目11番 3 号	459	-	459	1.4
計	-	459	-	459	1.4

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション制度

旧商法に基づき、平成12年12月20日開催の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成12年12月20日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2 名、従業員16名（注 2）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	取締役に対し22株、従業員に対し35株 合計57株（注 1）
新株予約権の行使時の払込金額	400,000円（注 1）
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 . 平成13年11月 2 日付で株式 1 株を10株に株式分割を行ったことに伴い、株式の数は57株から570株、新株予約権の行使時の払込金額は400,000円から40,000円に調整されております。

2 . 権利行使及び付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役 1 名（65株）、従業員 1 名（50株）、合計115株となっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第 1 回新株予約権

旧商法に基づき、平成14年10月10日開催の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成14年10月10日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3 名、監査役 1 名、従業員40名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	取締役に対し90株、監査役に対し20株、従業員に対し720株 合計830株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 権利行使及び付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役 2 名（60株）、監査役（30株）及び従業員 8 名（77株）、合計167株となっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第2回新株予約権

旧商法に基づき、平成15年6月26日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、監査役1名、従業員18名（注） 外部協力者10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	取締役に対し300株、監査役に対し10株、従業員に対し75株 外部協力者に対し181株 合計566株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）権利行使及び付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書の提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役5名（255株）、監査役1名（20株）、従業員2名（52株）及び外部協力者7名（43株）、合計370株となっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第3回新株予約権

旧商法に基づき、平成15年11月7日開催の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年11月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、監査役1名、従業員10名（注） 外部協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	取締役に対し40株、監査役に対し40株、従業員に対し109株 外部協力者に対し10株、合計199株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）権利行使及び付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役1名（40株）、監査役1名（20株）、従業員2名（8株）及び外部協力者1名（10株）、合計78株となっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第4回新株予約権

旧商法に基づき、平成16年1月21日開催の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年1月21日
付与対象者の区分及び人数	従業員 10名 外部協力者 3名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	従業員に対し110株 外部協力者に対し25株、合計135株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）権利行使及び付与対象者の権利放棄により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員3名（32株）及び外部協力者2名（12株）、合計44株となっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第5回新株予約権

旧商法に基づき、平成17年6月28日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名、監査役3名及び従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	取締役に対し95株、監査役に対し15株、従業員に対し323株 合計433株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役7名（100株）、監査役2名（10株）、従業員40名（202株）及び外部協力者1名（20株）、合計332株となっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第6回新株予約権
旧商法に基づき、平成17年6月28日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	従業員に対し66株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員13名(45株)となっております。

会社法第236条の規定に基づく第7回新株予約権
会社法に基づき、平成18年6月27日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数	従業員27名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	従業員に対し121株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員21名(71株)となっております。

会社法第236条の規定に基づく第8回新株予約権
会社法に基づき、平成19年6月26日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員に対し75株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員10名(59株)となっております。

会社法第236条の規定に基づく第9回新株予約権
会社法に基づき、平成19年6月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、監査役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役に対し70株、監査役に対し9株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第236条の規定に基づく第10回新株予約権
会社法に基づき、平成19年6月26日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員11名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員に対し45株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員8名(31株)となっております。

会社法第236条の規定に基づく第11回新株予約権
会社法に基づき、平成20年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員に対し134株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本報告書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員16名(129株)となっております。

会社法第236条の規定に基づく第12回新株予約権
会社法に基づき、平成20年 6 月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年 6 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員15名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員に対し86株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第236条の規定に基づく第13回新株予約権
会社法に基づき、平成21年 2 月 6 日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年 2 月 6 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8 名 当社監査役 3 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役に対し70株、当社監査役に対し 9 株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第236条の規定に基づく第14回新株予約権

会社法に基づき、平成21年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社従業員 なお、人数等の詳細については定時株主総会以降の取締役会において決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	550株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権割当日から2年を経過した日より10年以内とする。(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整(1円未満の端数切上げ)するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額(発行価額)を調整(1円未満の端数切上げ)するものといたします。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行株} & & \text{新規発行} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} & \times & \text{式数} & + & \text{株式数} \\ & & & & & & \times \text{1株当り} \\ & & & & & & \text{発行価額} \\ & & & & & & \text{新規発行前の株価} \\ & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権引受契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

対象者は、当該新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。

当該新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

その他の条件については、定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権引受契約書」に定めております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行つた取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行つた取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行つた取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	459	-	459	-

3【配当政策】

当社は、配当等の株主に対する利益還元を重要な課題として認識しており、投資機会、財政状態及び税制等を総合的に勘案し、多数の株主にとって長期的に望ましい利益還元策を採ることを基本方針としております。

当社は、定款上、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができます。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、平成21年3月31日現在の利益剰余金残高がマイナスのため配当を実施しておりません。今後につきましては、早期の累積損失の解消に努め、利益剰余金が生じた際には基本方針に従って意思決定いたします。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	1,580,000	430,000	258,000	137,000	69,000
最低(円)	299,000	225,000	123,000	54,600	23,800

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(マザーズ市場)におけるものであります。

(2)【最近6ヶ月間月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	42,100	41,100	37,000	36,300	31,900	36,200
最低(円)	23,800	34,250	26,800	30,500	29,200	29,910

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(マザーズ市場)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	代表取締役	後藤 玄利	昭和42年2月4日生	平成元年4月 アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア㈱)入社 平成6年5月 うすき製薬㈱入社 平成6年11月 当社代表取締役(現任) 平成9年7月 うすき製薬㈱代表取締役 平成13年8月 うすき製薬㈱取締役(現任) 平成16年9月 (有)後藤散取締役(現任) 平成18年7月 特定非営利活動法人日本オンライン ドラッグドラッグ協会 理事長 (現任) 平成19年3月 イー・ショッピング・ワイン㈱社 外取締役 平成19年6月 Kenko.com U.S.A., Inc. Director(現任) 平成21年2月 ケンコーロジコム㈱代表取締役 平成21年4月 同社取締役(現任)	(注)3	7,480
取締役副社長		植田 厚	昭和37年4月26日生	平成元年3月 アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア㈱)入社 平成12年5月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成14年4月 当社取締役副社長(現任)	(注)3	1,120
取締役		樋口 宣人	昭和41年6月8日生	平成2年4月 ㈱三菱総合研究所 入社 平成12年6月 当社入社 取締役(現任) 平成15年1月 ㈱ケア・フォー取締役(現任) 平成21年2月 ケンコーロジコム㈱取締役(現 任)	(注)3	1,125
取締役		片岡 敬三	昭和18年3月24日生	平成6年3月 (有)マーキュリー代表取締役(現 任) 平成12年7月 ㈱大前・アンド・アソシエーツ取 締役 平成12年8月 ㈱大前・ビジネス・ディベロップ メンツ監査役 平成12年10月 ㈱有機市場監査役 平成13年5月 ㈱大前・ビジネス・ディベロップ メンツCFO 平成16年6月 当社社外監査役 平成17年2月 (有)カスタネット倶楽部取締役(現 任) 平成17年6月 ㈱ホスピタルマネジメント研究所 監査役(現任) 平成18年1月 リアルコム㈱社外監査役(現任) 平成19年6月 日本調剤㈱社外監査役(現任) 平成19年6月 当社取締役(現任)	(注)3	41
取締役		渡辺 到	昭和40年12月24日生	平成元年4月 ㈱野村総合研究所入社 平成9年7月 ネットビレッジ㈱入社 平成12年7月 ㈱ソフトバンクメディアアンド マーケティング入社 平成14年10月 ソニーグローバルソリューション ズ㈱入社 平成19年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		石井 康雄	昭和9年1月6日生	昭和61年6月 日本電信電話(株)取締役 平成2年6月 同社常務取締役 平成4年6月 エヌ・ティ・ティ・リース(株)代表 取締役社長 平成10年6月 同社取締役相談役 平成10年9月 (株)ビジネス・ブレイクスルー監査 役 平成12年6月 ニチエレ(株)代表取締役社長 平成14年6月 同社常任顧問 平成15年9月 当社社外取締役(現任) 平成17年6月 (株)ビジネス・ブレイクスルー取締 役(現任)	(注)3	5
取締役		小手川 強二	昭和28年3月28日生	昭和50年4月 日本開発銀行(現(株)日本政策投資 銀行)入行 昭和60年1月 フンドーキン醤油(株)代表取締役専 務 昭和61年1月 同社代表取締役社長(現任) 平成11年6月 当社社外取締役(現任) 平成14年4月 アルエスエス(株)社外取締役(現 任) 平成18年5月 大分味噌協業組合代表理事(現 任) 平成19年5月 臼津開発(株)社外取締役(現任) 平成19年6月 大分醤油協業組合代表理事(現 任)	(注)3	150
取締役		青山 直美	昭和41年5月27日生	平成元年4月 (株)東芝入社 平成12年4月 (株)イーライフ入社 平成16年6月 (有)スタイルビズ取締役(現任) 平成17年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役		宮澤 紀一	昭和18年2月11日生	平成10年4月 (株)ニチレイ 東北営業支社総務部 長 平成11年10月 ニチレイ健康保険組合事務長 平成15年9月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	20
監査役		上田谷 真一	昭和45年2月2日生	平成4年4月 ブーズ・アレン・アンドハミルト ン(株)入社 平成9年7月 (株)大前・アンド・アソシエーツ取 締役 平成12年8月 (株)大前・ビジネス・ディベロッ プメンツ取締役 平成12年8月 当社取締役 平成15年9月 黒田電気(株)マネジングディレク ター 平成16年6月 黒田電気(株)取締役 平成18年2月 (株)リヴァンプ パートナー(現 任) 平成18年12月 (株)リテイルネットワークス代表取 締役(現任) 平成19年6月 当社監査役(現任)	(注)5	5
監査役		金田 武朗	昭和38年7月7日生	昭和62年4月 三井物産(株)入社 平成12年8月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライ ン取締役 平成16年7月 同社取締役副社長COO 平成19年4月 同社特別顧問 平成20年7月 (株)コクーン・ラボ代表取締役(現 任) 平成21年6月 当社監査役(現任)	(注)6	-
計						9,946

(注)1. 取締役 石井康雄、小手川強二及び青山直美は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 宮澤紀一及び金田武朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成21年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 平成19年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5. 平成20年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 平成21年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から3年間

7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1

名を選任しております。

補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
井坂 俊達	昭和44年11月12日生	平成2年11月 井上斎藤監査法人(現あずさ監査法人)入所 平成8年9月 メリルリンチ証券会社入社 平成12年5月 井坂公認会計士事務所代表(現任) 平成17年1月 システム・ロケーション(株) 監査役(現任) 平成17年6月 当社補欠監査役(現任) 平成17年6月 (株)ジェー・シー・ディ監査役(現任) 平成17年10月 (株)エヌシーネットワーク監査役(現任)	-

8. 当社では、「経営の意思決定と監督機能」と「業務執行機能」を分離し、コーポレート・ガバナンスの充実と意思決定の迅速化、事業環境の変化に対する対応力の強化を図る目的で、執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役名及び職名	氏名
執行役員 CEO 兼 リテール事業本部長	後藤 玄利
執行役員 副社長 兼 新規事業本部長	植田 厚
執行役員 リテール事業本部 リテール統括室管掌	樋口 宣人
執行役員 管理本部長	片岡 敬三
執行役員 IT本部長	渡辺 到
執行役員 コーポレート・デベロップメント室長	菅野 隆

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確保と情報の適時開示を重要な経営課題であると認識しております。

当社では、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、社外役員の積極的活用や内部監査及び薬事監査の実施など、事業運営における法令遵守、経営内容の公正性・健全性の維持に努めております。また、情報開示につきましても、自主的な情報発信に努めることによって透明性の高い経営を実践してまいります。

会社の期間の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1) 会社の機関の基本説明

・取締役会

当社の取締役会は取締役8名（うち社外取締役3名）で構成されております。当社では、毎月1回、取締役及び監査役の出席による定例取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役会では、経営判断の妥当性や公正性等について適宜検討し、業務上の重要な意思決定を行っております。また、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行うとともに、独立性を保持した監査役の出席のもと、取締役の職務執行状況の監督を行う機関と位置づけております。

・監査役会

当社は監査役会制度を導入しております。監査役3名のうち1名は常勤監査役となっております。監査役は取締役会をはじめ重要な会議に出席し、独立した立場から経営に対する助言や提言を行うとともに、意思決定の過程や取締役の業務執行について監査を行っております。

・執行役員制度

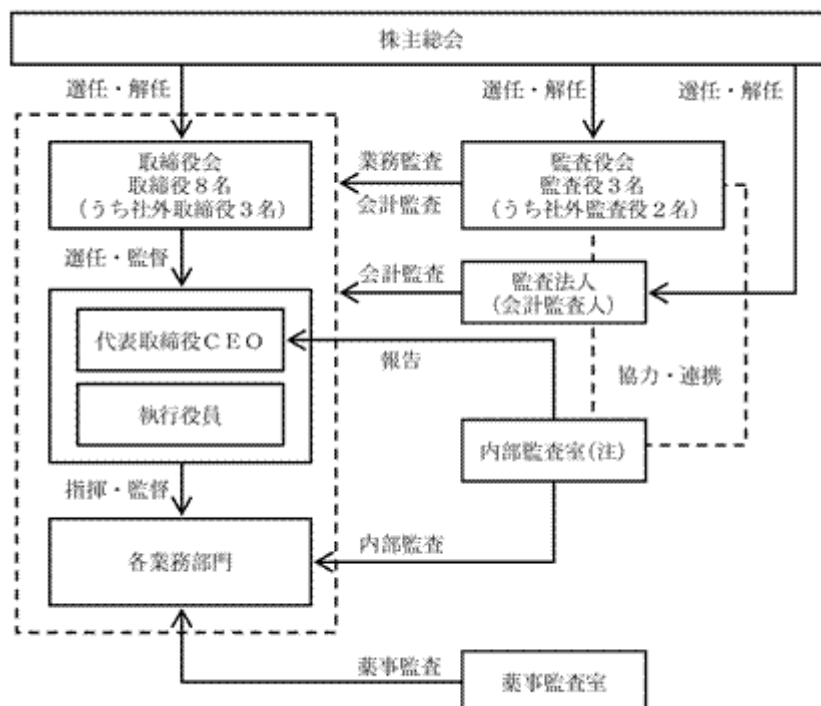
当社では、「経営の意思決定と監督機能」と「業務執行機能」を分離し、コーポレート・ガバナンスの充実と意思決定の迅速化、事業環境の変化に対する対応力の強化を図る目的で、執行役員制度を導入しております。また、執行役員及び常勤監査役等が参加する執行役員会を週1回開催しており、業務遂行状況の把握や課題に対するより具体的検討を行い、業務執行上必要な判断を迅速に行っております。

・コンプライアンス委員会

当社では、コンプライアンス規程に基づき、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の企業活動において法令等が遵守される体制の整備・維持に努めております。また、コンプライアンスに関する事項の通報・相談窓口を設置するなど内部通報制度を整備する取り組みも行なっております。

2) 当社の内部統制の概要図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は以下のとおりとなります。



(注)内部監査業務はコーポレート・ディベロップメント室が担当しております。

3) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの整備については、会社法施行にともない平成18年5月29日開催の取締役会で決議した基本方針、及び平成20年5月2日ならびに平成21年3月27日開催の取締役会で決議した基本方針の一部改定に基づき、会社運営の最重要事項として法令遵守、内部監査機能の充実及び監査の実効性の確保等のための体制の確立・強化に取り組んでおります。

4) 内部監査室・薬事監査室及び監査役監査の状況

内部監査室（兼任者1名）は、各部門の業務運営状況、内部統制の整備・運用状況等についての監査を行っております。薬事監査委員会を配する薬事監査室（兼任者1名）は、取扱商品、サイト表現の薬事に関わる確認、評価、管理の他、薬事法、食品衛生法等その他取引関連法規の動向調査を行っております。また、監査の効率性と有効性を高めるべく、監査役は、内部監査室及び監査法人と相互に連携を図っております。

5) 会計監査の状況

会計監査については、監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。当社の会計監査を担当した公認会計士は以下の通りであり、随時6名程度（公認会計士1名、会計士補等3名、その他2名）の補助者が監査業務に携わっております。

指定社員 業務執行社員 中川 正行

指定社員 業務執行社員 岡田 雅史

6) 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役及び社外監査役と当社との間に重要な利害関係はありません。

リスク管理の整備の状況

当社では、リスク管理規程に基づき、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社の企業活動におけるリスクの把握、評価及び対策の検討に取り組んでおります。

役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員報酬：

取締役を支払った報酬	87,750千円
監査役を支払った報酬	4,800千円
計	92,550千円

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および監査役のいずれも240万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨ならびに累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変更に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

剰余金の配当（中間配当）等の決定機関

当社は、会社法第459条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を、取締役会の決議によって行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもつ

て行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	-	26,000	930

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案し、監査報酬額については、取締役会及び監査役会にて承認を得ることとしております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.76%
売上高基準	0.20%
利益基準	1.78%
利益剰余金基準	1.10%

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年 3 月31日)	当事業年度 (平成21年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,645,812	697,600
売掛金	944,169	826,449
商品	405,928	650,920
仕掛品	-	1,757
貯蔵品	8,708	11,607
前払費用	28,647	48,290
未収入金	18,191	19,125
その他	3,998	29,614
貸倒引当金	21,515	19,177
流動資産合計	3,033,942	2,266,187
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 455,372	¹ 877,163
減価償却累計額	82,367	121,544
建物（純額）	373,004	755,618
構築物	65,421	70,221
減価償却累計額	30,032	37,476
構築物（純額）	35,388	32,745
機械及び装置	9,482	11,793
減価償却累計額	2,547	4,121
機械及び装置（純額）	6,934	7,671
車両運搬具	5,062	8,232
減価償却累計額	3,790	5,503
車両運搬具（純額）	1,271	2,729
工具、器具及び備品	449,636	492,900
減価償却累計額	240,963	313,081
工具、器具及び備品（純額）	208,672	179,818
リース資産	-	47,793
減価償却累計額	-	2,374
リース資産（純額）	-	45,419
建設仮勘定	61,190	22,030
有形固定資産合計	686,463	1,046,032
無形固定資産		
電話加入権	553	553
商標権	1,526	2,320
ソフトウェア	234,480	402,268
ソフトウェア仮勘定	205,474	179,576
リース資産	-	4,848
その他	106	96
無形固定資産合計	442,140	589,664

	前事業年度 (平成20年 3 月31日)	当事業年度 (平成21年 3 月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1 5,931	1 7,312
関係会社株式	33,526	53,526
関係会社長期貸付金	-	1,984
従業員に対する長期貸付金	2,596	2,272
長期前払費用	1,438	2,351
差入保証金	88,512	90,856
投資その他の資産合計	132,004	158,303
固定資産合計	1,260,608	1,794,001
資産合計	4,294,550	4,060,189
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 768,544	1 760,836
1年内償還予定の社債	110,000	110,000
1年内返済予定の長期借入金	1 230,492	1 230,492
リース債務	-	9,211
未払金	234,669	243,537
未払費用	30,799	32,644
未払法人税等	7,925	10,089
未払消費税等	13,927	-
前受金	2,280	2,131
預り金	5,067	10,935
その他	2,045	355
流動負債合計	1,405,752	1,410,233
固定負債		
社債	165,000	55,000
長期借入金	1 893,033	1 662,541
リース債務	-	43,569
固定負債合計	1,058,033	761,110
負債合計	2,463,785	2,171,344

	前事業年度 (平成20年 3 月31日)	当事業年度 (平成21年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	984,366	1,060,218
資本剰余金		
資本準備金	1,220,636	1,296,488
資本剰余金合計	1,220,636	1,296,488
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	298,053	397,250
利益剰余金合計	298,053	397,250
自己株式	83,968	83,968
株主資本合計	1,822,980	1,875,489
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	321	940
評価・換算差額等合計	321	940
新株予約権		
新株引受権	250	250
新株予約権	7,857	14,046
新株予約権合計	8,107	14,296
純資産合計	1,830,765	1,888,844
負債純資産合計	4,294,550	4,060,189

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
売上高	8,022,572	10,312,211
売上原価		
商品期首たな卸高	277,597	405,928
当期商品仕入高	5,333,709	7,112,163
合計	5,611,306	7,518,091
他勘定振替高	¹ 36,456	¹ 49,620
商品期末たな卸高	405,928	650,920
その他売上原価	30,170	⁶ 4,882
商品売上原価	5,199,092	⁵ 6,822,433
売上総利益	2,823,480	3,489,778
販売費及び一般管理費	² 2,830,481	² 3,536,133
営業損失（ ）	7,001	46,355
営業外収益		
受取利息	1,059	2,315
破損商品等弁償金	1,631	5,601
債務償却益	1,194	-
償却債権取立益	494	-
講演料収入	368	-
その他	270	1,581
営業外収益合計	5,018	9,498
営業外費用		
支払利息	8,524	18,048
社債利息	4,213	2,901
社債発行費償却	2,974	-
株式交付費	1,062	1,147
その他	222	606
営業外費用合計	16,996	22,703
経常損失（ ）	18,980	59,560
特別利益		
保険差益	251	1,715
過年度消費税等	-	1,878
特別利益合計	251	3,593
特別損失		
固定資産除却損	³ 34,031	³ 10,297
固定資産臨時償却費	⁴ 46,256	⁴ 2,878
商品評価損	-	⁵ 14,567
関係会社株式評価損	24,551	-
規制対応費用	-	9,809
過年度消費税等	266	-
特別損失合計	105,106	37,553
税引前当期純損失（ ）	123,835	93,519
法人税、住民税及び事業税	5,612	5,676
法人税等合計	5,612	5,676
当期純損失（ ）	129,447	99,196

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	983,268	984,366
当期変動額		
新株の発行	1,097	75,852
当期変動額合計	1,097	75,852
当期末残高	984,366	1,060,218
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,219,538	1,220,636
当期変動額		
新株の発行	1,097	75,852
当期変動額合計	1,097	75,852
当期末残高	1,220,636	1,296,488
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	168,606	298,053
当期変動額		
当期純損失（ ）	129,447	99,196
当期変動額合計	129,447	99,196
当期末残高	298,053	397,250
自己株式		
前期末残高	83,968	83,968
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	83,968	83,968
株主資本合計		
前期末残高	1,950,232	1,822,980
当期変動額		
新株の発行	2,195	151,705
当期純損失（ ）	129,447	99,196
当期変動額合計	127,252	52,509
当期末残高	1,822,980	1,875,489

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	134	321
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	456	618
当期変動額合計	456	618
当期末残高	321	940
新株予約権		
新株引受権		
前期末残高	250	250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	250	250
新株予約権		
前期末残高	884	7,857
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,973	6,189
当期変動額合計	6,973	6,189
当期末残高	7,857	14,046
純資産合計		
前期末残高	1,951,501	1,830,765
当期変動額		
新株の発行	2,195	151,705
当期純損失（ ）	129,447	99,196
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,516	5,571
当期変動額合計	120,735	58,080
当期末残高	1,830,765	1,888,844

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（ ）	123,835	93,519
減価償却費	223,436	267,792
貸倒引当金の増減額（ は減少）	10,365	2,337
受取利息及び受取配当金	1,176	2,408
支払利息	12,737	20,949
株式交付費	1,062	1,147
社債発行費償却	2,974	-
株式報酬費用	6,973	6,189
保険差益	251	1,715
固定資産除却損	34,031	10,297
固定資産臨時償却費	46,256	2,878
関係会社株式評価損	24,551	-
売上債権の増減額（ は増加）	323,566	117,570
たな卸資産の増減額（ は増加）	100,899	247,824
仕入債務の増減額（ は減少）	238,177	7,707
前払費用の増減額（ は増加）	76	17,274
未収入金の増減額（ は増加）	6,862	203
未払金の増減額（ は減少）	75,347	28,168
未払費用の増減額（ は減少）	5,310	1,475
未払消費税等の増減額（ は減少）	10,848	1,143
その他	3,257	10,248
小計	99,830	94,870
利息及び配当金の受取額	1,176	2,371
保険金の受取額	14,741	1,715
利息の支払額	13,228	20,921
法人税等の支払額	6,511	10,777
営業活動によるキャッシュ・フロー	96,008	67,259
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	95,667	478,899
無形固定資産の取得による支出	301,846	313,911
関係会社株式の取得による支出	12,436	20,000
敷金及び保証金の差入による支出	3,625	2,996
敷金及び保証金の回収による収入	119	200
投資有価証券の取得による支出	-	1,999
貸付けによる支出	-	2,144
その他	4,083	3,396
投資活動によるキャッシュ・フロー	417,539	823,149

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	950,000	-
長期借入金の返済による支出	102,755	230,492
社債の償還による支出	110,000	110,000
株式の発行による収入	1,132	150,558
リース債務の返済による支出	-	2,388
その他	1,184	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	737,193	192,322
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	415,661	948,212
現金及び現金同等物の期首残高	1,230,151	1,645,812
現金及び現金同等物の期末残高	1,645,812	697,600

【重要な会計方針】

項目	第14期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第15期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)を採用しております。	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品 移動平均法による原価法を採用しております。 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。 貯蔵品 総平均法による原価法を採用しております。	通常の販売目的で保有するたな卸資産 商品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。 貯蔵品 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法(但し建物(付属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～38年 構築物 10～30年 機械及び装置 12年 車両運搬具 4年 工具、器具及び備品 3～15年 なお、平成19年度の法人税法改正に伴い、当事業年度より、平成19年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産については新減価償却方法を採用しております。この変更に伴い、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、3,622千円増加しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)による定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(但し建物(付属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～38年 構築物 10～30年 機械及び装置 12年 車両運搬具 4年 工具、器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左

項目	第14期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第15期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。残価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 (4) 長期前払費用 同左
4.繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 (2) 社債発行費 3年で每期均等償却しております。	(1) 株式交付費 同左 (2) 社債発行費 -
5.引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	同左
6.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）を早期適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。なお、会計基準適用開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来どおり、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

第14期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) -----	第15期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失は、それぞれ24,947千円、税引前当期純損失は39,515千円増加しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を早期適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。なお、会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来どおり、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の有形固定資産が45,419千円、および無形固定資産が4,848千円増加しておりますが、損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

第14期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) -----	第15期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(損益計算書) 前事業年度まで区分掲記しておりました「債務償却益」(当事業年度270千円)、「償却債権取立益」(当事業年度150千円)、および「講演料収入」(当事業年度431千円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。

【追加情報】

第14期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第15期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当事業年度より、平成19年 3 月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却限度額までの償却が終了しているものについては、残存価額を 5 年間で均等償却しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。	-----

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第14期 (平成20年3月31日)	第15期 (平成21年3月31日)
1. 担保に供している資産	1. 担保に供している資産
建物 346,736千円	建物 729,605千円
投資有価証券 5,931千円	投資有価証券 7,312千円
合計 352,667千円	合計 736,917千円
上記の担保付債務	上記の担保付債務
買掛金 2,598千円	買掛金 2,628千円
長期借入金 467,800千円	長期借入金 388,600千円
(内1年内返済長期借入金) 79,200千円	(内1年内返済長期借入金) 79,200千円
合計 470,398千円	合計 391,228千円

(損益計算書関係)

第14期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第15期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。	1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。
販売費への振替高 36,456千円	販売費への振替高 35,016千円
	特別損失への振替高 14,603千円
	その他への振替高 36千円
2. 販売費に属する費用のおおよその割合は34.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は65.9%であります。	2. 販売費に属する費用のおおよその割合は35.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は64.7%であります。
主要な費目及び金額は次のとおりであります。	主要な費目及び金額は次のとおりであります。
荷造運賃 709,400千円	荷造運賃 913,052千円
広告宣伝費 219,609	広告宣伝費 305,615
売掛回収費 223,074	売掛回収費 293,983
貸倒引当金繰入額 21,515	貸倒引当金繰入額 19,177
貸倒損失 6,739	貸倒損失 285
役員報酬 83,550	役員報酬 92,550
給料手当 406,746	給料手当 472,296
派遣給与 157,839	派遣給与 88,936
支払手数料 176,492	支払手数料 387,195
減価償却費 223,436	減価償却費 267,792
賃借料 85,935	賃借料 97,416
3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
工具器具備品 990千円	建物附属設備 353千円
ソフトウェア 31,502千円	工具器具備品 2,863千円
ソフトウェア仮勘定 1,525千円	ソフトウェア 1,628千円
商標権 12千円	ソフトウェア仮勘定 5,452千円
4. 固定資産臨時償却費の内訳は次のとおりであります。	4. 固定資産臨時償却費の内訳は次のとおりであります。
ソフトウェア 46,256千円	建物附属設備 1,170千円
	工具器具備品 1,708千円
	5. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額
	商品売上原価 24,947千円
	特別損失 14,567千円
	6. その他売上原価には、売上高に対応した外注費および人件費等が含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

第14期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	30,104	39	-	30,143
合計	30,104	39	-	30,143
自己株式				
普通株式	459	-	-	459
合計	459	-	-	459

(注) 普通株式の発行済株式数の増加39株は、ストックオプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業年度 末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	新株引受権付社債	普通株式	500	-	-	500	250
	第7回新株予約権(注)	-	-	-	-	-	4,314
	第8回新株予約権(注)	-	-	-	-	-	1,582
	第9回新株予約権(注)	-	-	-	-	-	1,698
	第10回新株予約権(注)	-	-	-	-	-	261
合計		-	-	-	-	-	8,107

(注) 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第15期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数（株）	当事業年度増加株 式数（株）	当事業年度減少株 式数（株）	当事業年度末株式 数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	30,143	2,920	-	33,063
合計	30,143	2,920	-	33,063
自己株式				
普通株式	459	-	-	459
合計	459	-	-	459

（注）普通株式の発行済株式数の増加2,920株は、第三者割当増資によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			前事業年度 末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	新株引受権付社債	普通株式	500	-	-	500	250
	第7回新株予約権	-	-	-	-	-	4,986
	第8回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	2,947
	第9回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	3,962
	第10回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	965
	第11回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	1,114
	第12回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	42
	第13回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	27
合計		-	-	-	-	-	14,296

（注）当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第14期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第15期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年 3 月31日現在)	(平成21年 3 月31日現在)
(千円)	(千円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
1,645,812	697,600
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
1,645,812	697,600

(リース取引関係)

第14期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				第15期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 工具、器具及び備品であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 会計方針の変更 に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額(千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額(千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	36,627	32,888	3,739	工具器具備品	4,595	4,340	254
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内 3,811千円				1年内 290千円			
1年超 290千円				1年超 —			
合計 4,101千円				合計 290千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料 8,543千円				支払リース料 4,096千円			
減価償却費相当額 7,601千円				減価償却費相当額 2,849千円			
支払利息相当額 375千円				支払利息相当額 719千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左			
(減損損失について) リース資産に分配された減損損失はありません。				(減損損失について) 同左			

(有価証券関係)

有価証券

１．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	第14期（平成20年3月31日）			第15期（平成21年3月31日）		
		取得原価 （千円）	貸借対照表計 上額（千円）	差額（千円）	取得原価 （千円）	貸借対照表計 上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) 株式	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	6,252	5,931	321	8,252	7,312	940
	小計	6,252	5,931	321	8,252	7,312	940
合計		6,252	5,931	321	8,252	7,312	940

２．時価評価されていない主な有価証券の内容

	第14期（平成20年3月31日）	第15期（平成21年3月31日）
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
(1) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	33,526	53,526

(デリバティブ取引関係)

第14期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第15期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社では、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第14期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	新株引受権付社債	新株引受権	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 2名 当社従業員 16名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 40名
ストック・オプション数	普通株式 800株(注)	普通株式 570株(注)	普通株式 830株
付与日	平成13年6月27日	平成12年12月21日	平成15年6月9日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定日(平成15年1月1日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること。	権利確定日(平成16年10月11日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	自平成12年12月21日 至平成15年1月1日	自平成15年6月9日 至平成16年10月11日
権利行使期間	自平成13年12月1日 至平成22年3月31日	自平成15年1月1日 至平成22年12月20日	自平成16年10月11日 至平成24年9月30日
	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 18名 外部協力者 10名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 10名 外部協力者 1名	当社従業員 10名 外部協力者 3名
ストック・オプション数	普通株式 566株	普通株式 199株	普通株式 135株
付与日	平成15年8月1日	平成15年11月7日	平成16年2月4日
権利確定条件	権利確定日(平成17年7月1日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること。 権利確定日(平成15年9月1日)において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。	権利確定日(平成17年12月1日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること。 権利確定日(平成15年12月1日)において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。	権利確定日(平成18年2月1日)において従業員の地位にあること。 権利確定日(平成16年3月1日)において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成15年8月1日 至平成17年7月1日 自平成15年8月1日 自平成15年9月1日	自平成15年11月7日 至平成17年12月1日 自平成15年11月7日 至平成15年12月1日	自平成16年2月4日 至平成18年2月1日 自平成16年2月4日 至平成16年3月1日
権利行使期間	自平成17年7月1日 至平成25年6月25日 自平成15年9月1日 至平成25年6月25日	自平成17年12月1日 至平成25年10月31日 自平成15年12月1日 至平成25年10月31日	自平成18年2月1日 至平成25年12月31日 自平成16年3月1日 至平成25年12月31日

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6 名 当社監査役 3 名 当社従業員 68名	当社従業員 20名	当社従業員 27名
ストック・オプション数	普通株式 433株	普通株式 66株	普通株式 121株
付与日	平成17年 6 月28日	平成17年12月20日	平成18年12月22日
権利確定条件	権利確定日（平成19年 7 月 1 日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。	権利確定日（平成20年 1 月 1 日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。	権利確定日（平成21年 1 月 1 日）において従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成17年 6 月28日 至平成19年 7 月 1 日	自平成17年12月20日 至平成20年 1 月 1 日	自平成18年12月22日 至平成21年 1 月 1 日
権利行使期間	自平成19年 7 月 1 日 至平成26年12月31日	自平成20年 1 月 1 日 至平成26年12月31日	自平成21年 1 月 1 日 至平成27年12月31日

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 12名	当社取締役 8名 当社監査役 3名	当社従業員 11名
ストック・オプション数	普通株式 75株	普通株式 79株	普通株式 45株
付与日	平成19年 6 月26日	平成19年 6 月26日	平成19年12月21日
権利確定条件	権利確定日（平成21年 7 月 1 日）において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。	権利確定日（平成21年 7 月 1 日）において、当社の取締役および監査役の地位にあること。	権利確定日（平成22年 1 月 1 日）において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成19年 6 月26日 至平成21年 7 月 1 日	自平成19年 6 月26日 至平成21年 7 月 1 日	自平成19年12月21日 至平成22年 1 月 1 日
権利行使期間	自平成21年 7 月 1 日 至平成28年12月31日	自平成21年 7 月 1 日 至平成28年12月31日	自平成22年 1 月 1 日 至平成28年12月31日

（注）平成13年11月 2 日付で株式分割を行ったことに伴い、株式数は調整されております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	新株引受権付社債	新株引受権	第1回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	500	115	246
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	20
失効	-	-	12
未行使残	500	115	214

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	387	78	58
権利確定	-	-	-
権利行使	10	-	9
失効	-	-	5
未行使残	377	78	44

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	392	54	118
付与	-	-	-
失効	9	3	-
権利確定	383	51	-
未確定残	-	-	118
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	383	51	-
権利行使	-	-	-
失効	12	-	-
未行使残	371	51	-

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	75	79	45
失効	1	-	3
権利確定	-	-	-
未確定残	74	79	42
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	新株引受権付社債	新株引受権	第 1 回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	40,000	50,000
行使時平均株価 (円)	-	-	103,333
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
権利行使価格 (円)	61,000	65,000	65,000
行使時平均株価 (円)	112,000	-	115,333
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
権利行使価格 (円)	369,214	307,125	162,698
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	76,522 ~ 85,224
	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	124,150	124,150	118,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	70,615 ~ 76,441	70,615 ~ 76,441	65,893 ~ 70,690

２．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第８～１０回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第１０回新株予約権
株価変動性（注）１．	65.4%	65.4%	63.6%
予想残存期間（注）２．	５年９ヶ月～７年	５年９ヶ月～７年	５年６ヶ月～６年６ヶ月
予想配当（注）３．	０円／株	０円／株	０円／株
無リスク利率 （注）４．	1.253%	1.253%	1.109～1.201%

（注）１．平成16年６月から各付与月までの株価実績に基づき算定しております。

２．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

３．平成19年３月期の配当実績によっております。

４．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

３．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

４．財務諸表への影響額

販売費及び一般管理費 6,973千円

第15期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	新株引受権付社債	新株引受権	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 2名 当社従業員 16名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 40名
スtock・オプション数	普通株式 800株（注）	普通株式 570株（注）	普通株式 830株
付与日	平成13年6月27日	平成12年12月21日	平成15年6月9日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定日（平成15年1月1日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。	権利確定日（平成16年10月11日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	自平成12年12月21日 至平成15年1月1日	自平成15年6月9日 至平成16年10月11日
権利行使期間	自平成13年12月1日 至平成22年3月31日	自平成15年1月1日 至平成22年12月20日	自平成16年10月11日 至平成24年9月30日
	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 18名 外部協力者 10名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 10名 外部協力者 1名	当社従業員 10名 外部協力者 3名
スtock・オプション数	普通株式 566株	普通株式 199株	普通株式 135株
付与日	平成15年8月1日	平成15年11月7日	平成16年2月4日
権利確定条件	権利確定日（平成17年7月1日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。 権利確定日（平成15年9月1日）において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。	権利確定日（平成17年12月1日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。 権利確定日（平成15年12月1日）において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。	権利確定日（平成18年2月1日）において従業員の地位にあること。 権利確定日（平成16年3月1日）において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成15年8月1日 至平成17年7月1日 自平成15年8月1日 自平成15年9月1日	自平成15年11月7日 至平成17年12月1日 自平成15年11月7日 至平成15年12月1日	自平成16年2月4日 至平成18年2月1日 自平成16年2月4日 至平成16年3月1日
権利行使期間	自平成17年7月1日 至平成25年6月25日 自平成15年9月1日 至平成25年6月25日	自平成17年12月1日 至平成25年10月31日 自平成15年12月1日 至平成25年10月31日	自平成18年2月1日 至平成25年12月31日 自平成16年3月1日 至平成25年12月31日

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6 名 当社監査役 3 名 当社従業員 68名	当社従業員 20名	当社従業員 27名
ストック・オプション数	普通株式 433株	普通株式 66株	普通株式 121株
付与日	平成17年 6 月28日	平成17年12月20日	平成18年12月22日
権利確定条件	権利確定日（平成19年 7 月 1 日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。	権利確定日（平成20年 1 月 1 日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。	権利確定日（平成21年 1 月 1 日）において従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成17年 6 月28日 至平成19年 7 月 1 日	自平成17年12月20日 至平成20年 1 月 1 日	自平成18年12月22日 至平成21年 1 月 1 日
権利行使期間	自平成19年 7 月 1 日 至平成26年12月31日	自平成20年 1 月 1 日 至平成26年12月31日	自平成21年 1 月 1 日 至平成27年12月31日

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 12名	当社取締役 8名 当社監査役 3名	当社従業員 11名
ストック・オプション数	普通株式 75株	普通株式 79株	普通株式 45株
付与日	平成19年 6 月26日	平成19年 6 月26日	平成19年12月21日
権利確定条件	権利確定日（平成21年 7 月 1 日）において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。	権利確定日（平成21年 7 月 1 日）において、当社の取締役および監査役の地位にあること。	権利確定日（平成22年 1 月 1 日）において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成19年 6 月26日 至平成21年 7 月 1 日	自平成19年 6 月26日 至平成21年 7 月 1 日	自平成19年12月21日 至平成22年 1 月 1 日
権利行使期間	自平成21年 7 月 1 日 至平成28年12月31日	自平成21年 7 月 1 日 至平成28年12月31日	自平成22年 1 月 1 日 至平成28年12月31日

（注）平成13年11月 2 日付で株式分割を行ったことに伴い、株式数は調整されております。

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 17名	当社従業員 15名	当社取締役 8 名 当社監査役 3 名
ストック・オプション数	普通株式 134株	普通株式 86株	普通株式 79株
付与日	平成20年 7 月 1 日	平成21年 3 月 1 日	平成21年 3 月 1 日
権利確定条件	権利確定日（平成22年 7 月 1 日）において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。	権利確定日（平成23年 3 月 1 日）において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。	権利確定日（平成23年 3 月 1 日）において、当社の取締役および監査役の地位にあること。
対象勤務期間	自平成20年 7 月 1 日 至平成22年 7 月 1 日	自平成21年 3 月 1 日 至平成23年 3 月 1 日	自平成21年 3 月 1 日 至平成23年 3 月 1 日
権利行使期間	自平成22年 7 月 1 日 至平成28年 6 月30日	自平成23年 3 月 1 日 至平成29年 2 月28日	自平成23年 3 月 1 日 至平成29年 2 月28日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	新株引受権付社債	新株引受権	第1回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	500	115	214
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	47
未行使残	500	115	167

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	377	78	44
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	7	-	-
未行使残	370	78	44

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	118
付与	-	-	-
失効	-	-	39
権利確定	-	-	79
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	371	51	-
権利確定	-	-	79
権利行使	-	-	-
失効	36	6	-
未行使残	335	45	79

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	74	79	42
付与	-	-	-
失効	15	-	11
権利確定	-	-	-
未確定残	59	79	31
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	134	86	79
失効	5	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	129	86	79
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	新株引受権付社債	新株引受権	第 1 回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	40,000	50,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
権利行使価格 (円)	61,000	65,000	65,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格（円）	369,214	307,125	162,698
行使時平均株価（円）	-	-	-
公正な評価単価（付与日）（円）	-	-	76,522～85,224
	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格（円）	124,150	124,150	118,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
公正な評価単価（付与日）（円）	70,615～76,441	70,615～76,441	65,893～70,690

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格（円）	63,226	32,478	63,226
行使時平均株価（円）	-	-	-
公正な評価単価（付与日）（円）	29,596～36,087	15,628～16,892	10,927～13,262

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第11～13回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
株価変動性（注）1．	62.9%	64.7%	64.7%
予想残存期間（注）2．	5年～7年9ヶ月	5年～5年11ヶ月	5年～6年5ヶ月
予想配当（注）3．	0円/株	0円/株	0円/株
無リスク利率（注）4．	1.300～1.587%	0.729～0.873%	0.729～0.922%

（注）1．平成16年6月から各付与月までの株価実績に基づき算定しております。

2．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3．平成20年3月期の配当実績によっております。

4．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 財務諸表への影響額

販売費及び一般管理費 6,189千円

(税効果会計関係)

第14期 (平成20年3月31日)		第15期 (平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳		1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳	
	(千円)		(千円)
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
貸倒引当金繰入限度超過額	6,318	貸倒引当金繰入限度超過額	4,829
売掛金	7,279	売掛金	8,726
ソフトウェア	29,574	ソフトウェア	29,956
未払事業税	1,776	未払事業税	2,016
繰越欠損金	34,504	繰越欠損金	48,627
関係会社株式評価損	9,990	関係会社株式評価損	9,990
その他	2,743	棚卸資産評価損	16,078
小計	92,186	その他	3,259
評価性引当額	92,186	小計	123,484
繰延税金資産合計	-	評価性引当額	123,484
		繰延税金資産合計	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.69	法定実効税率	40.69
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.06	交際費等永久に損金に算入されない項目	6.88
住民税均等割等	4.53	住民税均等割等	6.07
前期確定申告差異	0.80	前期確定申告差異	0.20
評価性引当額の増加	35.43	評価性引当額の増加	33.61
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.53	税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.07

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
関連会社に対する投資の金額	21,090千円	関連会社に対する投資の金額	21,090千円
持分法を適用した場合の投資の金額	19,849	持分法を適用した場合の投資の金額	14,887
持分法を適用した場合の投資損失の金額	25,792	持分法を適用した場合の投資損失の金額	4,962

【関連当事者情報】

第14期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等 (人)	事業上の関係				
役員	後藤玄利	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接25.2	—	—	資金借入に対する債務被保証(注1)	30,704	—	—
								信用保証機関の保証を受けるための債務被保証(注2)	7,624	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	うすき製薬(株) (注3)	大分県臼杵市	10,000	医薬品の製造販売	(被所有) 直接 1.1	役員 1名	同社製品の購入	商品の仕入(注4)	17,323	買掛金	2,695

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は公的機関等からの制度融資等による資金借入に対して、当社代表取締役社長 後藤玄利より保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は公的機関からの制度融資による資金借入に対して信用保証機関の債務保証を受けており、その保証を受けるため代表取締役社長 後藤玄利より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 同社は、当社代表取締役社長 後藤玄利及びその近親者が第14期末現在、議決権の75.3%を保有しております。
4. 仕入価格については同社の他販売先と同様の条件により、また、決済条件については当社の他仕入先と同様の条件によっております。
5. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第15期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	後藤玄利	—	—	当社代表取締役	（被所有） 直接22.9	債務保証	資金借入に対する債務被保証（注1）	19,328	—	—
							信用保証機関の保証を受けるための債務被保証（注2）	4,768	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	うすき製薬(株) （注3）	大分県臼杵市	10,000	医薬品の製造販売	（被所有） 直接 1.0	商品の仕入 役員の兼任	商品の仕入（注4）	13,987	買掛金	2,228

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1．当社は公的機関等からの制度融資等による資金借入に対して、当社代表取締役社長 後藤玄利より保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- 2．当社は公的機関からの制度融資による資金借入に対して信用保証機関の債務保証を受けており、その保証を受けるため代表取締役社長 後藤玄利より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- 3．同社は、当社代表取締役社長 後藤玄利及びその近親者が第15期末現在、議決権の75.3%を保有しております。
- 4．仕入価格については同社の他販売先と同様の条件により、また、決済条件については当社の他仕入先と同様の条件によっております。
- 5．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1 株当たり情報)

項目	第14期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第15期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 (円)	61,402.04	57,494.43
1 株当たり当期純利益 (損失) (円)	4,363.43	3,152.31
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1 株当たり当期純利益 (損失) 金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第14期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第15期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益 (損失) 金額		
当期純利益 (損失) 金額 (千円)	129,447	99,196
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	
普通株式に係る当期純利益 (損失) (千円)	129,447	99,196
期中平均株式数 (株)	29,666.37	31,468.00
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株引受権付社債 (新株引受権の残高250千円)、新株引受権 1 種類 (新株引受権の数115個)、並びに新株予約権10種類 (新株予約権の数1,448個)	新株引受権付社債 (新株引受権の残高250千円)、新株引受権 1 種類 (新株引受権の数115個)、並びに新株予約権13種類 (新株予約権の数1,581個)

(重要な後発事象)

第14期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第15期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
重要な設備投資 当社は、平成20年2月29日開催の取締役会において、福岡物流センターを増設することを決議し、平成20年4月1日に工事契約を締結しております。 目的 当社は福岡県飯塚市に福岡物流センターを保有しておりますが、取扱商品アイテム数の増加に対応するため、同敷地内に物流センターを増設いたします。 設備投資の内容 福岡物流センターの建物の取得(第3期工事) 365,000千円 設備の導入時期 平成20年5月9日 工事着工 平成20年8月31日 竣工 当該設備が事業・生産活動に及ぼす重要な影響 当社は取扱商品アイテム数を増やすことを重要施策に掲げておりますが、この設備を増設することにより、出荷能力が向上します。	訴訟の提起について 当社及び有限会社ウェルネットは、平成21年5月25日、国に対して医薬品ネット販売の権利確認請求及び違憲・違法省令無効確認・取消請求訴訟(以下、「本訴訟」という。)を東京地方裁判所に提起いたしました。 訴訟を起こした経緯 当社は、インターネット、メール及び電話等の情報通信技術を利用して、一般用医薬品の通信販売を適法に行っていました。 しかしながら、厚生労働省が平成21年2月6日に公布した薬事法施行規則等の一部を改正する省令(厚労省令第10号)(以下、「改正省令」という。)が施行される平成21年6月1日以降、第1類医薬品及び第2類医薬品の販売は、当該医薬品の販売を行う薬局、または店舗内の情報提供を行う場所における顧客の面前での販売(対面販売)が求められることとされ(改正省令第159条の15第1項第1号、第159条の16第1号、第159条の17第1号2号)、郵便等販売(インターネット、郵便、カタログ及び電話等による販売)の方法による販売が禁止されることとなりました(改正省令第15条の4)。 これにより、当社は従来から認められていた営業権を剥奪され、営業上不可償の深刻な不利益を被ることとなり、多数の一般消費者の生存権を求める期待にも応えられないこととなります。したがって、当社は以下に記載の3点を求めて訴えを提起いたしました。 訴訟の内容 1) ネット販売を継続する権利があることを確認する訴え 第1類医薬品、第2類医薬品を、郵便等販売の方法により販売する権利があることを確認する。 2) ネット販売を禁止する部分の省令が無効であることを確認する訴え 平成21年2月6日公布の改正省令中、以下の無効を確認する。 第15条の4第1項第1号、第159条の15第1項第1号、第159条の16第1号、第159条の17第1号2号 3) ネット販売を禁止する部分の省令の取り消しを求める訴え 2)に記載した改正省令の条項を取り消す。 本訴訟の相手方 1) 訴訟の相手 国 2) 処分庁 厚生労働省

第14期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第15期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	本訴訟に対する当社の意見 当社は、従来、問題なく行われている医薬品の通信販売等について、それに起因した問題や事件が存在しないにもかかわらず、明確な理由もないまま一般用医薬品のインターネット「販売そのもの」を禁止するような規制は、法的な見地からみても行き過ぎた過度の規制であって、営業の自由を保障した憲法に違反するものであると考えております。また、法律の授權の範囲を超えた改正省令自体も違憲・違法であると考えております。 今後の見通し 今後、本訴訟の進展にともない、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点ではその影響額は不明であります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	(株)大正製薬	4,000	7,312
計			4,000	7,312

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	455,372	422,694	903	877,163	121,544	39,727	755,618
構築物	65,421	4,800	-	70,221	37,476	7,443	32,745
機械及び装置	9,482	2,311	-	11,793	4,121	1,574	7,671
車両運搬具	5,062	3,170	-	8,232	5,503	1,712	2,729
工具、器具及び備品	449,636	59,046	15,781	492,900	313,081	85,037	179,818
リース資産	-	47,793	-	47,793	2,374	2,374	45,419
建設仮勘定	61,190	418,519	457,679	22,030	-	-	22,030
有形固定資産計	1,046,164	958,335	474,365	1,530,134	484,101	137,868	1,046,032
無形固定資産							
電話加入権	553	-	-	553	-	-	553
商標権	3,708	1,152	-	4,860	2,539	357	2,320
ソフトウェア	502,939	301,597	74,698	729,838	327,569	132,187	402,268
ソフトウェア仮勘定	205,474	281,891	307,789	179,576	-	-	179,576
リース資産	-	5,103	-	5,103	255	255	4,848
その他	144	-	-	144	47	9	96
無形固定資産計	712,819	589,744	382,487	920,076	330,411	132,809	589,664
長期前払費用	1,438	3,983	3,070	2,351	-	-	2,351

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	福岡物流センター第3期工事	384,039千円
建物	福岡物流センター作業場空調改修工事	32,000千円
工具、器具及び備品	池袋データセンター負荷分散装置	9,750千円
リース資産	セキュリティシステム	15,552千円
ソフトウェア	売掛金管理システム	82,570千円
ソフトウェア	ドロップシップ関連システム	52,544千円
ソフトウェア	商品管理システム	25,968千円
ソフトウェア	新アフィリエイトシステム	24,507千円
ソフトウェア	卸直送のための出荷連携システム	16,644千円
ソフトウェア仮勘定	注文引当システム増強	84,790千円

当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	倉庫複数化対応システム	31,995千円
--------	-------------	----------

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保普通社債	平成17年8月31日	125,000 (50,000)	75,000 (50,000)	0.7	なし	平成22年8月31日
第2回無担保普通社債	平成17年9月30日	150,000 (60,000)	90,000 (60,000)	0.8	なし	平成22年9月30日
合計	-	275,000 (110,000)	165,000 (110,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
110,000	55,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	230,492	230,492	1.73 (注1)	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	9,211	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	893,033	662,541	1.80 (注1, 2)	平成22年～26年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	43,569	-	平成25年～26年
合計	1,123,525	945,813	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	222,068	199,116	155,957	50,400
リース債務	10,380	10,380	10,380	8,482

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	21,515	19,177	21,515	-	19,177

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	579
預金	
普通預金	635,507
郵便振替	61,499
郵便貯金	14
小計	697,021
合計	697,600

ロ．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
三菱UFJニコス（株）	236,570
（株）大分カード	183,921
ヤマトフィナンシャル（株）	79,795
Amazon.com Int'l Sales社	47,915
その他	278,248
合計	826,449

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	次期繰越高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日） (A) + (D) ----- 2 ----- (B) ----- 365
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
944,169	10,831,475	10,949,195	826,449	93.0	29.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．商品

品目	金額（千円）
日用品	127,320
健康食品	95,195
衛生医療	81,079
化粧品	60,476
その他商品	286,849
合計	650,920

ニ.仕掛品

品目	金額(千円)
販売用ソフトウェア	1,757
合計	1,757

ホ.貯蔵品

品目	金額(千円)
発送資材	8,807
その他	2,800
合計	11,607

負債の部

イ.買掛金

相手先	金額(千円)
(株)あらた	67,749
(株)リードヘルスケア	65,452
(株)ピース会	50,618
(株)大木	44,683
(株)菱食	41,057
その他	491,277
合計	760,836

ロ.未払金

相手先	金額(千円)
ヤマト運輸(株)	66,752
楽天(株)	62,600
(株)アイライン	21,527
ヤフー(株)	5,535
三井物産プラスチックトレード(株)	5,190
その他	81,933
合計	243,537

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第 1 四半期 自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日	第 2 四半期 自平成20年 7 月 1 日 至平成20年 9 月30日	第 3 四半期 自平成20年10月 1 日 至平成20年12月31日	第 4 四半期 自平成21年 1 月 1 日 至平成21年 3 月31日
売上高 (千円)	2,451,378	2,610,377	2,581,120	2,669,335
税引前四半期純利益 (損失) 金額 (千円)	52,432	42,345	12,459	13,717
四半期純利益 (損失) 金額 (千円)	53,835	43,762	13,897	12,298
1 株当たり四半期純利益 (損失) 金額 (円)	1,813.61	1,412.35	426.26	377.20

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟の提起

当社及び有限会社ウェルネットは、平成21年 5 月25日、国に対して医薬品ネット販売の権利確認請求及び違憲・違法省令無効確認・取消請求訴訟（以下、「本訴訟」という。）を東京地方裁判所に提起いたしました。

1) 訴訟を起こした経緯

当社は、インターネット、メール及び電話等の情報通信技術を利用して、一般用医薬品の通信販売を適法に行ってまいりました。

しかしながら、厚生労働省が平成21年 2 月 6 日に公布した薬事法施行規則等の一部を改正する省令（厚労省令第10号）（以下、「改正省令」という。）が施行される平成21年 6 月 1 日以降、第 1 類医薬品及び第 2 類医薬品の販売は、当該医薬品の販売を行う薬局、または店舗内の情報提供を行う場所における顧客の面前での販売（対面販売）が求められることとされ（改正省令第159条の15第 1 項第 1 号、第159条の16第 1 号、第159条の17第 1 号 2 号）、郵便等販売（インターネット、郵便、カタログ及び電話等による販売）の方法による販売が禁止されることとなりました（改正省令第15条の 4 ）。

これにより、当社は従来から認められていた営業権を剥奪され、営業上不可償の深刻な不利益を被ることとなり、多数の一般消費者の生存権を求める期待にも応えられないこととなります。したがって、当社は以下2)に記載の 3 点を求めて訴えを提起いたしました。

2) 訴訟の内容

・ ネット販売を継続する権利があることを確認する訴え

第 1 類医薬品、第 2 類医薬品を、郵便等販売の方法により販売する権利があることを確認する。

・ ネット販売を禁止する部分の省令が無効であることを確認 する訴え

平成21年 2 月 6 日公布の改正省令中、以下の無効を確認する。

第15条の 4 第 1 項第 1 号、第159条の15第 1 項第 1 号、第159条の16第 1 号、第159条の17第 1 号 2 号

・ ネット販売を禁止する部分の省令の取り消しを求める訴え

・ に記載した改正省令の条項を取り消す。

3) 本訴訟の相手方

・ 訴訟の相手 国

・ 処分庁 厚生労働省

4) 本訴訟に対する当社の意見

当社は、従来、問題なく行われている医薬品の通信販売等について、それに起因した問題や事件が存在しないにもかかわらず、明確な理由もないまま一般用医薬品のインターネット「販売そのもの」を禁止するような規制は、法律上的見地からみても行き過ぎた過度の規制であって、営業の自由を保障した憲法に違反するものであると考えております。また、法律の授權の範囲を超えた改正省令自体も違憲・違法であると考えております。

5) 今後の見通し

今後、本訴訟の進展にともない、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点では、その影響額は不明であります。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—————
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.kenko.com/company/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第14期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月24日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月14日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）平成20年11月14日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 平成20年10月1日 至 平成21年12月31日）平成21年2月13日関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

平成20年7月29日関東財務局長に提出

事業年度（第14期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(4) 有価証券届出書（第三者割当による増資）及びその添付書類

平成20年8月5日関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年8月7日関東財務局長に提出

平成20年8月5日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

平成20年8月14日関東財務局長に提出

平成20年8月5日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ケンコーコム株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケンコーコム株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケンコーコム株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年2月29日開催の取締役会において、福岡物流センターを増設することを決議し、平成20年4月1日に工事契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月12日

ケンコーコム株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケンコーコム株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケンコーコム株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に記載されているとおり、会社は当事業年度より、棚卸資産の評価方法について「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ケンコーコム株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ケンコーコム株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。